

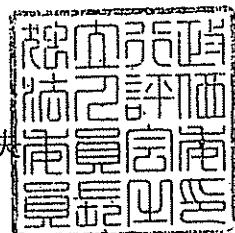
独評発第0828012号  
平成21年8月28日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の平成20年度事業年度に係る  
業務の実績に関する評価結果の通知について

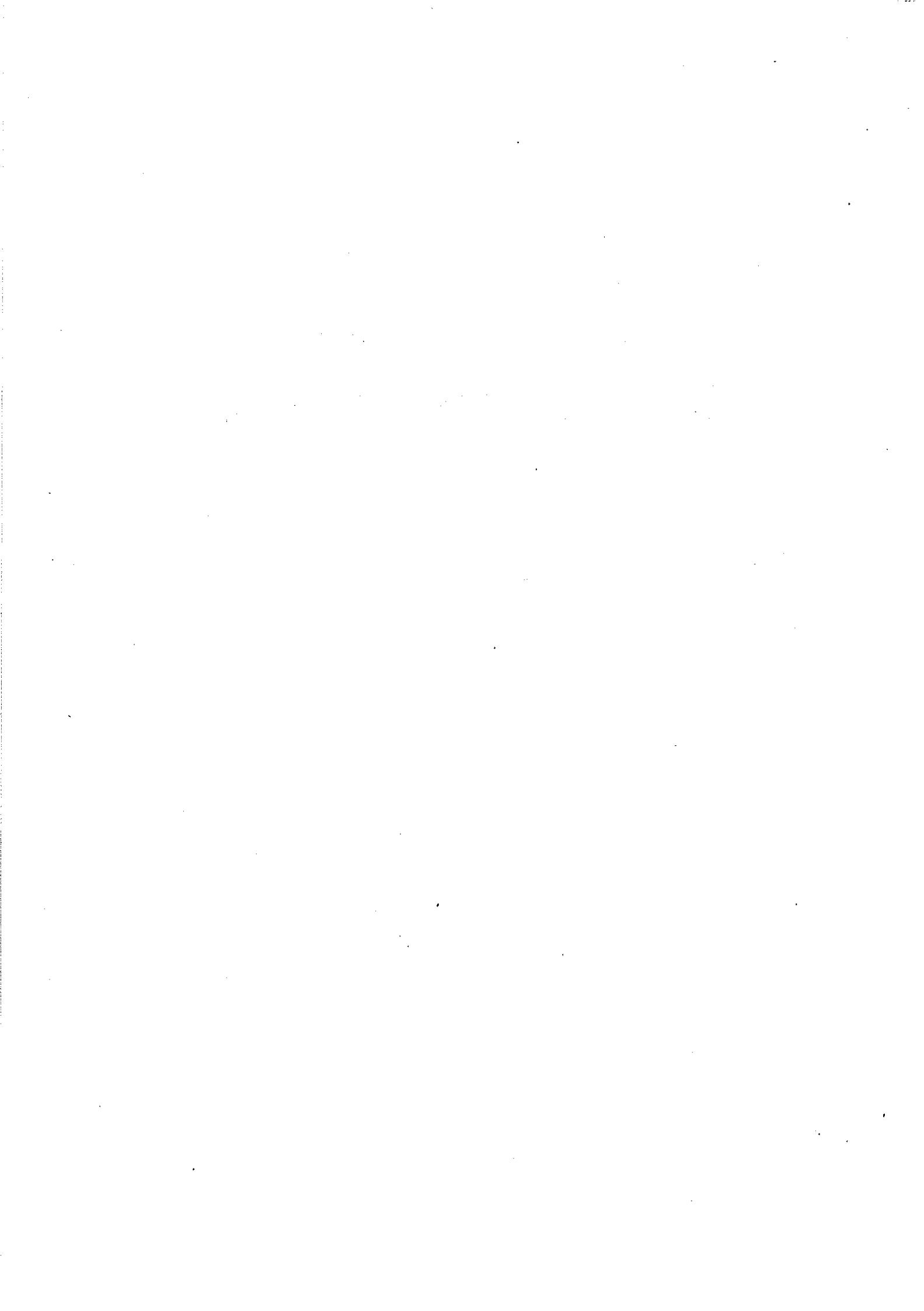
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成20年度事業年度に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。



# **独立行政法人医薬品医療機器総合機構 の平成20年度の業務実績の評価結果**

**平成21年8月21日**

**厚生労働省独立行政法人評価委員会**



## 1. 平成20年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の総合機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の最終年度（平成20年4月～21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価を実施した。

なお、総合機構については、欧米に比べて審査及び安全対策に従事する人員の少なさが指摘されており、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるのに数年遅れている、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消及び安全対策体制の強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認められ、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

### (2) 平成20年度業務実績全般の評価

総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行うを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としており、これらの事業を公正かつ効率的に運営していくなければならない。

平成20年度においては、増員計画を受けて増員が図られているところであるが、同時に、審査の迅速化等のために研修の充実による質の向上や各規制当局及び国際機関との連携を強化していくため、新たにレギュラトリーサイエンス推進部、国際部を発足させ、新薬審査第5部を新設する等体制の強化も図られている。特に国際活動においては、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために「PMDAの理念」を策定したり、積極的な国際活動を推進するための基本方針として「PMDA国際戦略」を策定する等国際社会との連携を視野に入れた様々な方策を打ち出している。

また、平成19年度に引き続き、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う「幹部会」、「総合機構改革本部」、「審査等業務進行管理委員会」、「リスク管理委員会」等、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、理事長のトップマネジメントによる組織体制が確立されている。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が有効に機能しており、中期計画に照らし十分な成果を上げている。

課題となっていた人員不足については、専門性の高い有能な人材の確保が進み、新薬審査部門を中心に増員が行われたが、平成18年度末に認められた平成19年度から3カ年での236名の増員については、計画よりも遅れ気味のため、引き続き、積極的な公募による人材の確保に努めるとともに、職員の資質や能力の向上を図るため、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施し、人員体制のより一層の充実・強化がなされていくことを期待する。

財務状況については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施したり、業務の効率化等により、経費の削減も図られた。その結果、一般管理費及び事業費の経費節減については、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人件費を除いた額と比較して、それぞれ4.8%減、6.6%減と、平成19年度に引き続き、中期計画を大きく上回る実績を上げることができたことは評価する。

なお、当期純利益16.7億円（当初見込み利益1.3億円）は、救済給付金の支給が当初見込みよりも少なかったことから発生した副作用救済勘定と感染救済勘定の当期純利益計17.1億円が主たる要因であり、自助努力とは言えない利益であることを踏まえれば、総合機構の高い自己評価は妥当ではないと考える。

人件費に関しては、医薬品の承認審査等を担当する優秀な人材を確保するに当たって、給与水準の高い製薬企業等と競合関係にあるという特殊事情は理解できるが、対国家公務員指数が104.4と高いため、平成19年度から人事評価制度や国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入するなど見直しが進められているが、対国家公務員指数を100に近づけるよう更なる努力が必要である。

個別の各業務のうち、副作用救済給付業務については、請求件数の増加にもかわらず、標準的事務処理期間8ヶ月以内の達成率について、中期計画で掲げた60%を上回る74.3%という高い水準を維持していることは高く評価する。今後は、救済制度を必要としている人たちのために、標準的事務処理期間6ヶ月以内を60%以上という第二期中期計画で掲げた目標を達成できるよう、更なる効率的な事務処理を期待する。

審査等業務については、より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、審査の迅速化に向けた体制の整備が着実に進展しつつあるが、未だ発展途上である。承認審査の事務処理期間について、新医療機器の優先審査品目については計画した審査事務処理期間の目標を上回ったが、新医薬品全体及び優先審査品目並びに医療機器全体は、計画した審査事務処理期間の目標を下回った。研修体制の整備、治験相談対応体制の拡充、国際共同治験への注力等が行われていることにより、将来の審査の迅速化に向けて着々と基盤整備が図られているが、早い体制整備の確立と一層の努力を行う必要がある。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた検討が続けられており、平成20年度においては、同手法を活用するための業務支援システムの開発が完了し、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業や医療関係者並びに患者や一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても、「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載、収集されたヒヤリ・ハット情報の分析結果の総合機構医療安全情報としてホームページへの掲載など、サービスの向上に取り組んでおり、掲載数、アクセス数ともに着実に伸びていることから、適切に運営されていると評価する。

これらを踏まえると、中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として総合機構の設立目的に資するものであり、一定の評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

#### ① 目標管理による業務運営・トップマネジメント

目標管理制度の意義・必要性について新任者研修等により職員に周知徹底を図り、業務計画表に沿った業務運営、中間報告ヒアリングを実施して進捗管理を行うなど、目標管理制度が有効に機能している。また、総合機構の業務運営に関する連絡調整を行う「幹部会」、改革の方向等について検討を行う「総合機構改革本部」、医薬品等の審査等業務の進捗状況の把握、進行管理の改善を検討する「審査等業務進行管理委員会」、総合機構内のリスク管理に関するモニタリングを行

うための「リスク管理委員会」等を開催し、トップマネジメント体制の確立のための取組が更に進められ、業務運営の効率化、迅速化が図られた。また、「世界のPMDA」を目指し、総合機構の使命を対外的に明確に伝えるために平成20年9月に「PMDAの理念」を策定したり、第2期中期目標期間における広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」、同じく国際活動の基本方針として「PMDA国際戦略」を策定するなど、積極的な事業展開が行われていることを評価する。

## ② 人事に関する事項及びセキュリティの確保

平成19年度に導入した人事評価制度を引き続き実施し、平成20年度にはその結果を昇給や賞与に反映させており、着実に実施されていることを評価する。また、「研修委員会」を開催し、委員会で定めた基本方針や研修年度計画に沿って系統的な研修が行われ、職員の能力や質の向上が図られている。

また、製薬企業等の職歴を有する者には採用後5年間の業務の従事制限を規定し、採用時において、それらを遵守する誓約書を求めるなど、製薬企業等との不適切な関係が疑われないよう厳格な人事管理がなされていることも評価する。

IDカードによる入退室管理システムの運用、情報データのバックアップデータの遠隔地保管、電子メールの暗号化によるセキュリティの向上化を図るシステム（セキュアメール）の利用拡大など、セキュリティ面でも目標を達成していると認められ、評価する。

## (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

### ① 国民に対するサービスの向上

総合機構来訪者等が意見・要望・苦情等を容易に伝えられるようにするために、平成18年11月よりFAXによる受付を開始し、更に平成19年6月からは総合機構ホームページ上からの受付を開始し、平成20年度においても引き続き実施されている。また、地方の薬剤師会や全国薬害被害者団体連絡協議会等が主催するイベントにおいて総合機構の業務についてPRすると同時に医薬品や医療機器に関する正しい知識・情報の普及に努めていることを評価する。さらに平成20年度は第2期中期目標期間における総合機構の広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」を策定したことにより、今後更に積極的な情報発信が行われることを期待する。

### ② 審議機関の設置等による透明性の確保

総合機構の全体の業務について審議するため、学識経験者等を構成員として設置された運営評議会及びその下に設置された救済業務委員会と審査・安全業務委

員会については、平成20年度は計9回開催されており、総合機構の業務の報告、委員からの提言等が行われた。各会議は全て公開され、その議事録及び資料が総合機構のホームページで積極的に公表されている。特に、運営評議会及び審査・安全業務委員会では企業出身者の就業状況について報告がなされ、特定の企業の利益が業務に反映されることのないよう配慮がなされており、業務の公正性、透明性が確保されていると評価する。また、平成19年度に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年度はサーバ統合・データベース統合等の要件定義を行い、システム最適化が着実に進められていることや、標準業務手順書（SOP）を実情に合わせてその都度改正作業を行うなど、効率的な業務運営が図られていることも評価する。

### （3）財務内容の改善等について

#### ① 各種経費節減等

法人全体として、平成20年度は、当初の見込みとして1.3億円の利益計上のところ、当期純利益16.7億円を計上した。これは副作用救済勘定と感染救済勘定から発生している当期純利益17.1億円が主たる要因であり、審査等勘定は赤字である。審査等勘定の赤字は、安全対策等事業に係るシステム改修等を行うことを当初の予算から組んでいたものであり運営上の問題ではないが、審査事業の繰越欠損金の解消については引き続き検討する必要がある。一方、「随意契約見直し計画」に基づいて、平成20年度見直し対象契約を全て一般競争入札に移行したことや業務の効率化等により、一般管理費及び事業費の節減に努め、中期目標期間終了時に達成すべき所要の節減を見込んだ平成20年度予算から欠員分の人事費を除いた額と比較して、一般管理費は4.8%、事業費は6.6%の節減を行い、目標を大きく上回る効率的な予算執行を達成していることは高く評価する。今後も引き続き、更なる一般競争入札の促進等により、経費節減につなげていくことを期待する。

人事費についても、平成19年度に導入した人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度による支給を実施し、平成17年度の期初の人事費から3%の削減を折り込んだ人事費の上限額以上の削減を達成しているが、対国家公務員指数は、地域・学歴を勘案しても104.4と高い水準にあり、医薬品の承認審査等のために優秀な人材の確保が不可欠であることも理解できるが、更なる努力を期待したい。

#### ② 抱出金の徴収及び管理

平成20年度において、副作用抱出金の収納率は99.6%、感染抱出金の収納率は100%となっており、中期計画における目標値99.0%以上を達成し

ている。また、安全対策等拠出金の収納率は、中期計画において、中期目標期間終了時までに他の拠出金と同様の収納率を目指すこととされているが、平成19年度は97.6%だったところが、平成20年度は99.0%となり、中期計画における目標値を達成した。以上のように、拠出金の徴収及び管理については、十分な成果を上げたと評価する。

#### (4) 各業務の評価について

##### ① 健康被害救済給付業務

副作用救済給付業務については、情報提供の拡充及び見直しや広報活動の積極的実施等により、相談件数、ホームページのアクセス件数ともに、中期目標終了時の目標値及び平成19年度の実績値を上回っており、特に相談件数に関しては、平成19年度の7,257件から17,296件と倍以上の伸びを見せており、救済制度の普及に努めていることは高く評価する。

また、救済給付の決定件数（処理件数）は、設立当初から、事務処理をより迅速に進めた結果、支給・不支給の決定件数は平成19年度が855件であったのに対し、平成20年度は919件と着実に増加している。これにより救済給付の標準的事務処理期間の達成率は、中期計画における目標値60%を上回る74.3%となり、処理対象件数が増加している中で高い達成率を維持している。今後は、第二期中期計画で掲げている標準的事務処理期間6ヶ月以内の達成率60%以上を達成することを期待する。

医薬品による被害実態調査については、平成18年4月に設置した「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」において、平成19年度の調査研究実績をとりまとめ、平成20年12月開催の救済業務委員会に報告のうえ、ホームページで公表している。今後は、その結果を救済事業にどのように反映させるか分析・検討を行う必要があると考える。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務、また平成19年度に始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染患者に対する給付業務等については、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき適切に事業が実施されており、引き続き、当該業務が適切に実施されることを期待する。

##### ② 審査等業務

新医薬品の承認件数は、平成19年度が81件であったのに対し、平成20年度においては79件とやや減少したが、新医薬品の審査事務処理期間（総合機構及び厚生労働省における審査期間）の中央値は、平成19年度が11.6月であったのに対し、平成20年度においては9.0月と短くなっている。

新医薬品の審査事務処理期間の達成率については、中期計画において、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間（12ヶ月）を中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を確保することが目標値として掲げられているが、平成20年度の達成率は70%と平成19年度の60%から10%増加させたものの、目標値は下回った。

その他の標準的事務処理期間の遵守については、後発医療用医薬品（12ヶ月）、一般用医薬品（10ヶ月）、医薬部外品（6ヶ月）の達成率がそれぞれ、83%、94%、93%となっており、高い水準で遵守されている。

これらのことと併せて、平成19年度から認められた増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化の実現及び体制の充実強化が望まれる。

新医療機器の承認件数は、平成19年度が26件であったのに対し、平成20年度においては16件と減少している。

また、新医療機器の審査事務処理期間の中央値は、平成19年度が8.6月であったのに対し、平成20年度においては8.9月と長くなっている。

さらに、新医療機器の審査事務処理期間の達成率は、平成16年4月以降の申請に係る審査事務処理期間（12ヶ月）について、平成20年度に90%を確保することが目標値として掲げられているが、新医療機器全体としては75%であり、目標を下回った。ただし、優先審査品目に限れば審査事務処理期間9ヶ月の確保目標70%に対し、75%を達成できた。新医薬品同様、増員により、新任者の指導、研修にも注力し、将来の審査の迅速化に向けての基盤整備が行われたことは評価するが、更なる審査の迅速化と体制の充実強化が望まれる。

治験相談については、平成20年度の相談対応件数は、平成19年度の302件を上回る338件であった。平成19年度は治験相談の需要すべてに応じられなかつたが、平成20年度に約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成し、平成20年度は全ての申請のあった治験相談に対応することができたことは、総審査期間の短縮につながるものであり、高く評価する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、平成20年度から新薬審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新研修プログラムを本格実施し、その一環として技術系職員にはメンター制度を実施しており、業務の質の向上に寄与していると評価する。また、GMP調査体制の強化、外部専門家の活用や海外規制当局との連携強化なども質の向上に寄与していると評価する。

適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針等の作成に協力するとともに、医療機関に対するGCP実地調査数について平成19年度と比べて1.5倍に増加させるなど、適正な治験の普及等に取り組んでいると評価する。

審査等業務及び安全対策業務の透明化の推進については、平成20年度は、医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、副作用・不具合報告のラインリストによる公開を引き続き行い、新規データの迅速な掲載（コンテンツ受領2日以内）を行っており、その結果、平成19年度の28%増の約6.4億回のアクセスが行われている。また、医薬品医療機器情報配信サービス（プッシュ型メール配信サービス）の登録者数も平成19年度末と比べて73%増と取組みが着実に行われていることを評価する。

### ③ 安全対策業務

予測予防型の新しい安全対策として期待が大きいデータマイニング手法については、同手法の導入のためのシステム開発が完了した。これにより、今後、医薬品副作用報告から、安全性に関するシグナルをより早期に網羅的に把握できるようになることが期待される。また、医薬品の副作用・感染症等情報の電送化率は、主な未実施企業に対して、電送化導入を働きかけたり、講演会等で督励に努めたりした効果により、中期計画における目標値80%以上を上回る92.3%を達成したことを評価する。

企業、医療関係者への安全性情報の提供については、企業からの各種相談は、医薬品で559件、医療機器で283件、医療安全で172件といずれも平成19年度の実績を上回っている（平成19年度はそれぞれ486件、260件、166件）。医療機関への情報提供においても、これまでの医療用医薬品、医療機器、一般用医薬品の添付文書に関する情報の更なる充実を図るとともに平成20年度から体外診断用医薬品の添付文書の公開も開始した。また、前述のプッシュメールの登録数が飛躍的に伸びていることも併せて、企業や医療関係者への安全性情報の提供について成果を上げていると評価する。

患者、一般消費者への安全性情報の提供については、患者や一般消費者を対象とした消費者くすり相談を12,533件、医療機器相談を902件行い、件数が年々増加している。また、患者等が医療用医薬品を正しく理解するとともに重大な副作用の早期発見等に供することを目的とする「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成20年度末までに1,958品目の公表を行っており、これらの業務により、患者等に対する安全性情報の提供についても成果を上げていると評価する。

国民が安心して医薬品や医療機器を使用できるようにするために、審査等業務とともに、安全対策業務の一層の推進が必要不可欠であり、今後とも厚生労働省と連携し、その着実な進展が図られることを期待している。

(5) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

#### ① 財務状況について

1億円以上の当期総利益を計上した勘定は、副作用被害救済勘定及び感染救済勘定であるが、救済給付金の支給額が見込みを下回ったことがその主な要因であり、業務運営については適切に実施されていると評価する。

また、上記2勘定は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第31条第4項に基づき、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書き、第3項及び第4項の規定は適用しないため、目的積立金としての整理は行われていない。

運営費交付金の未執行が生じた理由は、主に厚生労働省の求めに応じて行うGMP査察において査察回数が少なかったことによるもので、業務運営に関して問題はないと評価する。

#### ② 人件費管理について

平成20年度における総合機構職員の対国家公務員指数は、122.2となっており、これは、総合機構が東京都千代田区に所在していることや高学歴者の比率が高い等が理由としてあげられるが、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数も依然104.4と国家公務員と比べて高い給与水準となっている。しかし、平成19年度に国家公務員の給与構造改革を踏まえた新給与制度を導入し、将来に向けて対国家公務員指数を100に近づける取組を行っている。

総人件費改革については、平成19年度から21年度までの3カ年で236人の増員が認められた経緯があり、増員の人数に応じて基準額の補正が行われるが、1人当たりの単価で比較して平成17年度比6%減を達成しており、取組みは順調に行われていると評価する。

福利厚生費については、有志の職員で構成する同好会への補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービスが平成20年度をもって廃止された。その結果、平成20年度中に策定した平成21年度予算は、20年度決算と比較して約6割減の11.5百万円となっており、必要な見直しが行われたと評価する。

#### ③ 契約について

契約に係る規程類、体制については、総務省からの要請を受けて、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行い、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」が作成された。それらに沿って、競争性・透明性の確保の観点から必要な審査を行っていると評価する。

#### ④ 内部統制について

内部統制については、部長以上で組織する幹部会を始め、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制が整備されている。また、リスク管理、コンプライアンス、内部通報制度等について研修等で職員に周知している。内部監査においても、業務が関係法令に従って適正かつ効率的に運営されているかを始め、会計経理の適正性、物品の保管状況、就業制限の遵守状況などがチェックされており、内部統制が取れていると評価する。

#### ⑤ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

総合機構の使命を対外的に明確に伝えるとともに職員が目標に向かって邁進する誓いとして「PMDAの理念」が策定された。また、第2期中期目標期間における広報活動全般と国際活動全般の基本方針として、それぞれ「PMDA広報戦略」と「PMDA国際戦略」が策定され、積極的な情報発信及び国際活動を推進することとしており、積極的な事業展開を計画していることを評価する。

#### ⑥ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点についての説明を受け、これら検討点も踏まえて（個別評価事項）について評価を行った。

#### ⑦ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を踏まえて（個別評価事項）について評価を行った。

# 医薬品医療機器総合機構

平成20年度業務実績評価シート



醫藥品医療器械總合樓檯

中 括 目 摘	中 期 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績
			<p>④ 質金な財務運営及び適切な業務が行わるよう定期的に財務監査員会を開催し、月毎の審査結果を会員長とした「財務監査委員会」について報告したほか、既出金の申告額について報告を行った(平成20年度12回開催)。</p> <p>⑤ 医薬品及び医療機器の審査・治療相談に係る連絡状況を把握するため、月毎の審査員長として「審査等業務進行監査委員会」を構成するため、平成20年度4回開催)し、審査等業務に係る連絡管理を徹底した。</p> <p>⑥ 「日本のPMDA」から「世界のPMDA」へとの目標に向かって遂を切り替える心を一つにしてこの目標に向かって日々進歩する皆といじて、平成20年9月に「PMDAの理念」を策定し、ホームページに掲載を行った。</p> <p>① 日本製塗工業業協会、米国研究型紙工業業協会（PMMA）及び欧州型紙業協会（FPPA）との見面会及び外診断品開発会（個別会議）を開催するとともに、平成19年2月に設立された英語レベル合衆業部（個別会議）を5回開催した。また、英語レベル合衆業部（個別会議）を6つ開催した。</p> <p>② 每2期中期計画の策定のために、ステアリング・コミッティ（当該幹部によるWGの設立のための検討の場）を開催するためにWGの開催に各部門に各部門の現状把握及び問題認識のための検討会を開催した。また、10月以降各部門との調整及び本省監査委員会ととりまとめた。1月29日の根拠改革審議会及び監査評議会を経て監査評議会へ提出を行った。</p> <p>○ 移転を含めた事務所配置については、民間コンサルタント会社の協力を得て、申請者の利便性、厚生労働省との連携が求められることとし、また、会員増加によるスペースの確保の必要性が課題となってきた。そこで、第2期中期計画期間においては、会員増加に対応するため、会員登録料の値上げと会員登録料の値下げを実施した。</p> <p>○ 第2期中期計画期間におけるPMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携する見点から、当該期間における国際活動全般の基本方針として「PMDA国際戦略」（平成21年2月6日）を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</p> <p>○ 情報システムの管理体制の実績の状況、契約の状況、現預金・物品の保管状況及び商業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。</p> <p>① PMDA全体のリスク管理を行うため、リスク管理規程に基づき、リハク監理委員会を開催しており、平成20年度においては、2回開催し、文書・情報管理の適正化実績について、業者フローを見直す等の検討を行った。</p> <p>② リスク管理制度等については、グループ会社に提供するとともに、平成18年度に引き続き、新任者研修を行っており、周知を図った。</p> <p>③ 火災、地震等の災害リスクへの対応するため、「消防計画」「非常用消火栓設置成套」を内部用ホームページに掲載し、役員への周知を図るとともに、実地消防訓練を実施した。</p>



- 総合科学技術会議の意見具申に基づき、専門性の高い人材を確保するための方策として、企画出典が施設課題の一筋縫合の隙なく連絡を行って、企画出典者との連絡を確保する。企画出典者の報告事項をさらにに充実し、これをもて部門単位で報告していく。企画出典者につれて部長部門について定期的にルールの遵守状況のチェックを行い、その結果を定期的に連絡評議会に報告している。
- 「経済財政改革の基本指針2007」の方針を踏まえた「中期目標開拓戦略の見直し」とび「他立行政法人整理合理化計画」の内容に沿って、組織・組織・業務全般の見直しを進めめた。
- また、リスク管理についても、これまで整備した体制等について、役員への周知を図ったこと等により、取締役会、立憲地盤、実施等の体制能、リスク管理機能、定期的に報告状況を把握するために改進がより迅速に実施可能とされた。
- PIDAの業務運営の最終調整が円滑に行えるよう努め、前回以上で組織する「幹部会」（週1回開催）、PIDA内のリスク管理、法令遵守的にを図るために、「リスク管理制度委員会」（月1回開催）等を定期的に開催するためには改進された。「幹部会議員会」（月1回開催）等を定期的に開催するためには改進された。
- 内部統制（改・独立評価の観点）による取組状況
- PIDAの業務が関係法令に従い適正かつ効率的、効果的に運営されているか等の観点から、情報システムの監視状況、契約の状況、預託金、物品の保管状況及び取扱いの遵守状況について、内部監査を実施した。
- 内部統制制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。
- 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。
- 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康新規をえられた方々の代表により構成する「独立評議会」を設置・開催し、利益相反や競争制限等に関する議題等の議論を通じて、業者の公正性・透明性等を確保した。
- 「日本のPIDA」から「世界のPIDA」へとの目標に向かって道を切り拓くために、PIDAの使命をより伝えるとともに、職員が心を一つにして、この目標に向かって日々遂行する新しいとして平成20年9月に「PIDAの理念」を策定した。
- 国民のニーズを洞察し、国際的な拠点も確立込んだ上で体系的に進められる軸から、第2期開拓戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な構築を目指すことを図ることとした。
- PIDA会体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進められる軸から、第2期中期目標開拓戦略の基本方針として「PIDA国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。
- 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価（改・独立評議会の観点）
- 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価（改・独立評議会の観点）







○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の整備・保管によるデータの有効活用が図られているか。

英銀：○ 共用LANシステムを活用した文書の電子媒体による共有化、医薬品の承認情報等のデータベース化による効率化を進めている。

○ 平成19年度に策定・公表された業務・システム最適化計画において、医薬品の業務系システムを中心とした情報の一元管理を進めることとし、第1段階であるデータベースの統合等の要件定義を行った。

○システム構成及び開発方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム開発における透明性の確保等を図ったか。

英銀：○ 精密な仕様を作成することにより、一般競争入札の促進を実施した。その結果、多數の案件で落札率が低下し、大幅なシステムコスト削減を実現した。昨年度に引き続き、「情報システム受託決定会議」において、各システムの開発・改修等の妥当性判断を行い、最適な受託案件に予算配分することができた。

○業務の見直し並びにシステムの監査及び刷新可能性検査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、やがてにその計画を実施したか。

英銀：○ 平成18年度に実施した刷新可能な監査及び平成19年度に実施したシステム監査の結果を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定し、平成20年3月28日に公表した。平成20年度は、計画の実施段階としてデータベース統合等の要件定義を行った。

卷之三



評価項目3 各種経営試験		評価の視点等	
評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)		(委員会の評定理由)	
<p>○ 一般管理費及び事業費の削減並びに、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費の削減を実施するなど、業務運営上重要な方針に十分な成績を上げたものと見える。</p> <p>○ 20年度時点において、一般管理費を15年度比で1.5%程度削減すること。</p> <p>【改訂目録】</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度から3%の削減を折り込んだ効率化対象計画額(6,587百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度における一般管理費の実績額は、6,039百万円となり込みた効率化対象計画額(6,587百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度時点での平成15年度比1.5%程度の削減等を折り込んだ効率化対象計画額(3,060百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度時点における人件費の実績額は、3,771百万円となり、平成20年度実績より人件費の初期の人件費から3%の削減を折り込んだ人件費の上限額(3,478百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○ 一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組みが評じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○ 組合員の評価</p> <p>○ 平成19年度まで年々、予算上の削減目標を超過する節減を図ってきたところであり、中期計画において、中期計画に掲げる目標値の達成が図られたところである。</p> <p>○ 平成19年12月21日にホームページ上で公表した「財産契約見直し計画」に香づく平成20年度見直し対象条件にて、一般競争入札に参画した。</p> <p>○ 平成19年4月に導入した人件費回覧度及び回収率、公務員の給与標準実現度による支給を基に実施した。また物件費についても、新規契約見直し計画の方針に基づき、平成19年度に引ひゞコンコロビの賃貸借契約等とも競争に付することにより、節減を図った。</p> <p>○ 事業費の節減についても、一般管理費回覧などとして節減努力を能率するとしており、年次計画予算対比で、一般管理費にあつては4.8%、事業費及び事務費行ができたものと考える。</p> <p>○ 説明文書等に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の観点)</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の観点)</p> <p>○ 契約担当部が作成した改定案においては、賃金性、途次性、透明性の確保の観点から、実績の参加条件等の整備を行っている。</p>			
(委員会の評定理由)		(委員会の評定理由)	
<p>平成19年度に策定した「財産契約見直し計画」に基づいて、平成20年度見直しが全般契約を企画段階から実施したこととともに、事業実施に支障のないものにつき削減をしたと評価できるが、国家公務員の基準と比べて未だ高いので、更なる人件費の見直しが必要である。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <p>数値目標、特に人件費について最終目標を小額ではなく実現できることを達成したと評価する。人事費の削減等も実現したと評価できる。</p> <p>一般管理費の削減は3.0%、H20年度予算額比からさらく4.8%削減を達成した。成すべき1%削減を盛り込んだH20年度予算目標より削減は6.6%削減を達成。</p> <p>中期目標を上回る削減を達成している。人件費を評価制度を評価。</p> <p>中期契約見直し計画や人件費の削減等の努力が評価できる。但し、給与のレベル(国家公務員の基礎に比べて)が低いので、一律には厳しいかと思われるが、さらなる人件費の見直しが可能ではないか。</p>			
(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項)	
<p>○ 平成20年度において、一般管理費を15年度比で1.5%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を15年度比で1.5%程度削減すること。</p> <p>○ 20年度時点において、人件費を17年度から3%の削減を折り込んだ効率化対象計画額(6,587百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度時点での平成15年度比1.5%程度の削減等を折り込んだ効率化対象計画額(3,060百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 平成20年度時点における人件費の実績額は、3,771百万円となり、平成20年度実績より人件費の初期の人件費から3%の削減を折り込んだ人件費の上限額(3,478百万円)以上の削減を達成した。</p> <p>○ 一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組みが評じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○ 組合員の評価</p> <p>○ 平成19年度まで年々、予算上の削減目標を超過する節減を図ってきたところであり、中期計画において、中期計画に掲げる目標値の達成が図られたところである。</p> <p>○ 平成19年12月21日にホームページ上で公表した「財産契約見直し計画」に香づく平成20年度見直し対象条件にて、一般競争入札に参画した。</p> <p>○ 平成19年4月に導入した人件費回覧度及び回収率、公務員の給与標準実現度による支給を基に実施した。また物件費についても、新規契約見直し計画の方針に基づき、平成19年度に引ひゞコンコロビの賃貸借契約等とも競争に付することにより、節減を図った。</p> <p>○ 事業費の節減についても、一般管理費回覧などとして節減努力を能率するとしており、年次計画予算対比で、一般管理費にあつては4.8%、事業費及び事務費行ができたものと考える。</p> <p>○ 説明文書等に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の観点)</p> <p>○ 契約担当部が作成した改定案においては、賃金性、途次性、透明性の確保の観点から、実績の参加条件等の整備を行っている。</p> <p>○ 契約金額等を、実績の参加条件等の整備を行っている。</p>			

○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に対する評価の視点)  
況について、必要な評価を行っている。(政・独委評価の視点)

○個々の契約について、競争性・透明性の確保の視点から、必要な検証・評価  
が行われているか。(政・独委評価の視点)

○一般管理室のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行いうための取組を進めめたが、

○国家公務員の給与制度改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたが。

○「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件について、以下のような観点から厳格なチェックが行われている。(政・独委評価の視点)

- 給与水準の高い選抜及び指名(注人の指定する目標と異なるか)。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるがゆうどないか。

○「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件について、以下のように評価を行っている。(政・独委評価の視点)

○契約の確保の観点から入札の参加条件等の審査を行っている。

実績：○中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みとして、平成19年中に導入した人手評価制度及び国家公務員の給与制度改革等については、新たに7.0%と増加した。平成20年度における人件費削減率は、年度の2.7、9.7億円と増加している。理由は、地域に伴う平均賃上げによるものである。

実績：○中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みとして、平成19年中に導入した人手評価制度及び国家公務員の給与制度改革等については、新たに新しい給与制度等により、平成20年度における人件費削減率は、約6.6%の削減(対平成17年度一人当たり人件費)を図った。

実績：○給与制度について、平成19年度に人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与制度を踏まえた中商改人事評価等を踏まえ、引き下げカーブのフリーアクション等により、平成20年度はこに行う革新的な給与制度を導入していくところであり、平成20年度はこの新給与制度を導入に実施した。

(PMDA職員に支給される給手当)  
・長掛手当、地掛手当、超過勤務手当、賞与(年2回)  
・壁手当、壁手当、超過勤務手当、賞与(年2回)

※ PMDA職員に支給される給手当の月額は、配偶者16,000円、配偶者以外6,000円等、(国は、配偶者13,000円、配偶者6,500円等)としているが、これは、国の別途手当の算出に供せ手当を含むこととされている。ところが、PMDAでは賞与(国でいう掛け手当及び勤務手当)について人事評価結果を反映させることから、その算出結果相当を毎月の賞与を全額ない仕組みとしている。そのため、勤務手当については、毎年出の基礎となる給手当の額に反映させている。

頃(地接手当を含む)に役職段階別加算額及ぶ賞与は、人事評価結果を反映させることから、俸給月額(地接手当を含む)に、職務手当を乗じている。

実績：○中期計画に掲げたPMDA職員の給与水準については、国家公務員に支給されれた給与と比較した結果、(国は、扶養手当が12.2%)など、扶養手当と比較しているが、扶養手当の算出に供せ手当を含むことと同様の地域差があること

②住居手当の1人当たり支給額が高いこと(支給基準は同じ)  
(平均支給月額：PMDA 8,310円、国(行(-)) 3,769円)  
③高齢者への比率が高いこと  
(大学卒以上の方の比率の比：PMDA 90.2%、国(行(-)) 49.1%)  
(うち大学院生7名の比率の比：PMDA 59.1%、国(行(-)) 4.1%)

などの定量的な面自がある。した対国家公務員指數は、104.4%となつていいが、PMDAが必要とする人材は、主に医薬品医療機器・医薬品・医療機器に関する専門性及び専門性に従事する技術系職員であることから、高齢者(企業出身者)などの低年齢な人材の比率が不可欠である。

○国家公務員と比べて給与水準の高い注人にについて、以下のような観点から厳格なチェックが行われている。(政・独委評価の視点)

- 給与水準の高い選抜及び指名(注人の指定する目標と異なるか)。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるがゆうどないか。

参考 大学院(修士)修了者の初任給(基本給)の額

PIADA (行(一)) 21.5万円  
国際企画 20.0万円  
PIADA (行(二)) 24.3万円  
〔雑誌紙による1冊平均〕



○ 役職員の報酬・給与等について、透明性の確保を図る観点及び国民の理解を得るため、これらは国際公務報酬と比較した場合水準や報酬内容等をPMDAのホームページに掲載した。(「役職員の報酬・給与について」。平成20年度は平成20年5月30日、平成21年度は平成21年6月30日PMDAホームページ)。

○国財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、國の財政支出額や累積欠損金の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検討結果をチラシについているか、(改・独立行政法人の視点)

- 実績：○ 平成20年度の支出予算の総額（16,718百万円）に占める国からの財政支援（917百万円）の割合は、5.5%とPDDA予算の半分（50%）以下であらゆる国から支給された総額に占める国からの財政支出の割合の観点から見ると、支給する影響はないと考える。
  - PDDA本体として累積赤損は生じていない、(利益剰余金4,282百万円)（平成19年度決算書）ことから、累積赤損の額の観点から給付単に与える影響はないし、

○税入件費改率について、取組開始からの毎過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて検証が行われているが、また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を足すものとなるのか。（参考）財務省の「平成 5 年度」

なお、平成22年度の基準額の補正の方法は次のとおりである。  
基準額 = 平成17年度人件費 ÷ 平成17年度人數 × 平成22年人數

・他入会費改定の取り組み状況

年 度	17年度 (平成18年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり入会費改定	④ 8,280.9	④ 8,056.5	④ 8,051.6	④ 7,787.3
人件費改定額	千円	千円	千円	千円
(←よりりり人件費)		△ 2.7%	△ 2.8%	△ 6.0%
人件費改定額改正額		△ 2.7%	△ 3.3%	△ 6.6%
(←よりりり人件費)				

注：補正改正とは、人件費改定額改正額を含めて計上した額である。

- 平成20年度においては、平成19年度の人事評価制度及び国家公務員の給与標準改定等を踏まえた新たな人事評価制度（中央手当額改定等）の導入や新規費用にあたっては引き下げる額をカーブの「ラグ」を用いた。この導入や新規費用による影響により、人件費削減率（補正）は、△6.6%となり、平成20年度までの削減目標（3%）を達成した。

○ 極利厚生費について、法人の事業・事業の公益性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われている。  
(改・独委評価の視点)

- 国会からの要請を踏まえ、有志の職員で設置する文化、スポーツ等の同好会に対する補助、食事券制度等の利用補助、育児サークルの利用補助、英会話教室等の利用補助等)について、平成20年度をもって废止した。  
平成21年度福利厚生子尊の財政上にあたっては、当該経費を見直し・削減したことから、約16.5百万円の減額が図られた。  
(平成20年度決算額25百万円、平成21年度予算額11.5百万円)



中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の実績	
【平成20年度各拠出金取扱い実績】							
区分	方針(令)	方針等(件)	交付額(万)	交付率(%)	実績(万)	実績率(%)	実績率(万)
既 作 用 既 出 金	既付委託契約 既付・既出金	既付委託契約 既付・既出金	763 8,017 8,100	762 91.65 91.65	3,722 5,722 5,720	99.55 99.65 99.65	99.55
既 付 金 取 扱 金	既付委託契約 既付・既出金	既付委託契約 既付・既出金	50 6,197	50 91.65	1005	1005	610
合 計			659 2,273	657 2,159	99.74 96.75	99.74 96.75	570 187
安全対策費 既出金	既付委託契約 既付・既出金	既付委託契約 既付・既出金	197 8,017	197 8,013	1005 99.65	1005 99.65	567 567
合 計			11,170	11,065	99.05	99.05	1,522

- 拠出金の納付について、主要銀行4行及びJPMorgan Chase Bank(以下同)と取扱委託契約を締結し、預貯金取扱者の利便性を確保する(同便贈)とともに、迅速な資金移動が行なわれた。
- ③ 拠出金取扱システムを用いた収納を実現するため、収納委託料、銀行手数料等を削減して、支払金取扱者の利便性を図り、また、迅速な販売に貢献する。

評価項目等	【評価項目4 拠出金の収納及び管理】	自己評定	A	評定	A	評定理由
(理由及び特記事項)						
○ 副作用拠出金及び感染拠出金の収納率は中長期計画に掲げた目標を上回っております。安全対策費等についても、業界基準に対する比較及び説明、ホームページ及び開拓営業部への広告配載、評議会等を通じた協力要請、ホームペーパー等の広告配載、「申告・給付の手引き」の作成・配布等を行うなど、平成20年度の副作用拠出金の収納率は99.0%となり、副作用及び感染拠出金と同様の収納率をクリアし、中期計画で掲げてある目標を達成しました。						
○ 平成20年度の副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%であり、どちらに中期計画の99.9%を達成している。(業務実績P.16表【平成20年度各拠出金取扱実績】参照)						
○ 安全対策費等拠出金については、平成20年度の収納率は99.0%であり、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を達成することができた。(業務実績P.15及P.16表【平成20年度各拠出金取扱実績】参照)						
【改進目標】 ○ 副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とするごとく。						
英語: ○ 副作用拠出金、感染拠出金の収納率及び安全対策費等拠出金の収納率を目標的に行なう。 ○ 安全対策費等拠出金に対する依頼及び説明、既付委託契約者に対する依頼及び説明、既付・既出金の収納率として、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となつており、目標達成を達成している。(業務実績P.16表【平成20年度各拠出金取扱実績】参照)						
【評価の視点】 ○ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策費等拠出金の収納率を目標的に行なう。 ○ 安全対策費等拠出金に対する依頼及び説明、既付委託契約者に対する依頼及び説明、既付・既出金の収納率として、中期目標期間終了時までに、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目標とする。						
○ また、安全対策費等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指すため、当該拠出金の制度普及、既付義務者の苦渋の徹底に向けた取組みが評価されている。						
英語: ○ 全おおむね既付拠出金に対する依頼及び説明、既付・既出金の収納率として、副作用拠出金の収納率は99.6%、感染拠出金の収納率は100%となつており、目標達成を達成している。(業務実績P.16表【平成20年度各拠出金取扱実績】参照)						

## (具体的取り組み)

- ・現行の副作用拠出金の徴収管理システムを改修し、感染拠出金及び完全対策拠出金に関する情報をデータベース化して活用しているか
- ・拠出金自告原のチェックを容易にするため、各拠出金ごとに、算定基準取引額のチェックシステムを構築しているか
- ・業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における拠出金算定に活用しているか

(具体的取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告・精付義務者の徴収金管理等を支援する拠出金徴収管理システムにおける専規承認品目(医薬品・医療機器)や入金履歴等の基盤データの自動処理により、算定期間の算出や未納データ処理などの徴収管理業務を効率的に行なった。(業務実績P.15①参照)</li> <li>○ 拠出金徴収管理システムに算定期間取引額等の簡便化及び収納率の向上を図った。(業務実績P.15②参照)</li> <li>○ 拠出金徴収管理システムに入力した算定期間取引額等の自告データを蓄積し、財政再計算における拠出金算定に活用できるようにした。(業務実績P.15③参照)</li> </ul>
-----------	---

中 抑 国 標	平 成 20 年 医 診 画	(3) 国民に対するサービスの向上	平 成 20 年 康 徒 画	(3) 国民に対するサービスの向上
国民に対するサービスの向上 国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。 ・一般消費者等への相談等へのお応対方法及び評議会等へのお応対方法及び評議会等への検討方法を定めた「一般相談窓口の運用」を適用した。また、相談者の利便性の向上に基づき、「一般相談窓口」に引き続き、「異常みを含めた対応を実施している。	① PMDAに寄せられた相談等へのお応対方法及び評議会等への検討方法を定めた「一般相談窓口の運用」を適用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、PMDAが「一般相談窓口」に引き続き、「異常みを含めた対応を実施している。	一般消費者等への相談等への検討方法を定めた「一般相談窓口の運用」を適用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、PMDAが「一般相談窓口」に引き続き、「異常みを含めた対応を実施している。	① PMDAに寄せられた相談等へのお応対方法及び評議会等への検討方法を定めた「一般相談窓口の運用」を適用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、PMDAが「一般相談窓口」に引き続き、「異常みを含めた対応を実施している。
・業務内容及びその成果について、本機構のホームページ及びパンフレットにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	・業務内容及びその成果について、本機構のホームページ及びパンフレットにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。	② 平成19年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの準備を図るとともに、車両性を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。	③ 平成20年度における相談件数及びその内容は、次のとおりで、月平均218.5件であった。	② 平成19年度に引き続き、相談事例を踏まえたFAQの準備を図るとともに、車両性を除き、一般相談窓口で対応が完結するよう取り組んだ。

相談件数	医会・相談	苦情	意見・要望	その他	合計
2,522	2,522	1	99	0	2,622

④ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年11月から開始したFAQにより、より多く問い合わせに対応する意見・要望を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑤ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAホームページ上から意見・要望を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑥ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑦ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑧ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑨ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑩ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

⑪ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

・業務内容及びその成果について、本機構のホームページ及びパンフレットにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。

⑫ PMDAが実施者が意見・要望・苦情等を踏まえて対応するようにするとして、PMDAが「一般相談窓口」に反映していいるが、平成18年6月からPMDAが担当部署に意見・要望等を踏まえて対応するよう取り組んだ。

中 抑 目 標	中 期 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績
			<p>② 製造販売承認申請書記載事項チェックリストとQMS調査申請書に必要な手書きやその流れ及び必要書類について、ホームページに必要な手書きやその流れ及び必要書類について、ホームページへ転載するため、ホームページ上に掲載を行った。</p> <p>② PINDAの給与水準について国民の理解を得るため、平成19年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較年の検証を行い、その結果をホームページに掲載し公表した。</p>
	<p>・機械業界の透明性を高めるとともに、国民等が利用しやすいものとするため、ホームページの充実を図る。</p> <p>・地域密着型の広報活動を実施するなどとし、機械の業務や活動に関する情報を能動的に発信するとともに、医療機器や医療用品に対する正しい知識・情報の普及を進めめる。</p> <p>・情報公開指令に基づき、法人文書の開示請求処理を透明に行う。</p>	<p>① 製薬師会（滋賀県・播磨県・群馬県高崎支部・神奈川県）へ及びに販賣会場で使用した資料及び機器等を会場内パンフレットを配付した。</p> <p>② PINDAのPRを市民向けに行つた。</p> <p>① 4葉刺師会（滋賀県・播磨県・群馬県高崎支部・神奈川県）へ業務案内パンフレット・販路制底案内パンフレットを配付した。</p> <p>② 全国製薬協同会団体連絡協議会が主催した第10回製薬危機PR大賞において、ハノル展示、パンフレット配布とともに、一賞に相談を行つた。</p> <p>① 開示決定等を遅延なく行い、必要に応じて第三者意見照会を行つた（平成20年度請求件数367件）。</p> <p>② 過年度に情報公開・個人情報保護監査会（以下、本項及び次項において「監査会」という。）に指摘した異常申立て8件のうち、6件については、監査会の答申に基づき、開示決定を行ひ、残る2件については、監査会で監査が行われてゐるところである。</p> <p>③ 监査会に監査申立てが1件あり、その申立てについて審査会に監査を行つた。</p>	<p>① 監事監査及び内部監査（個人情報管理状況及び入札・契約の状況）について、監査報告書をホームページに掲載した。能率削減監査会等で報告し、当該会議資料をホームページに掲載した。</p> <p>② PINDA監査報告書にに基づき、定期監査を実施した。PINDAの業務が関係法令に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されているか、平成19年度の決算及び監査監査官について監査を実施し、監査結果報告書をホームページに掲載した。</p> <p>① 平成19事業年度決算については、ホームページ及び事業所に提出付けるとともに（平成20年9月）、官報公告（平成20年10月）において公示した。また、平成20事業年度予算についても平成20年4月にホームページ上で公示した。</p> <p>② 製約關係の入札公告について、ホームページ上に掲載することにより、公示期間を適切に確保し広く公平に情報提供を行い、一般競争入札の促進にも寄与した。</p> <p>○ 19年度の施工契約見直し計画のフォローアップについて、平成20年7月にホームページ上に掲載して公表した。また、平成20年度に成績した「競争性のない競争契約」について、平成21年3月にホームページ上で公表した。</p>

評価項目 5 相談体制の整備、業務内容の公示等		自己評定	A	評定	A
(理由及び特記事項)					
○ PMDAがホームページ等における一般消費者による意見等の受け付け、金額による意見等に対する回答や相談会が主催の第10回消費者契約法改正法規制度改定会とともに、PMDAにおける広報活動全般の基本方針を策定し、国民に対するサービスの向上が目標とする「PMDA広報戦略」を策定する。また、外部監査や内部監査等の実施及びそれらの結果の公表が迅速な叶面的に実施されており、十分な成果を上げたものと考える。	○ PMDAがホームページ等における一般消費者による意見等の受け付け、金額による意見等に対する回答や相談会が主催の第10回消費者契約法改正法規制度改定会とともに、PMDAにおける広報活動全般の基本方針を策定し、国民に対するサービスの向上が目標とする「PMDA広報戦略」を策定する。また、外部監査や内部監査等の実施及びそれらの結果の公表が迅速な叶面的に実施されており、十分な成果を上げたものと考える。	(委員会の評定理由)	○ 委員会はホームページ等による意見等の受け付けに受け付けている。外部監査や内部監査も実施し、公表もするなど評価した。	○ 委員会はホームページ等による意見等の受け付けに受け付けている。「PMDA広報戦略」の策定を評価。	○ 委員会はホームページ等による意見等の受け付けに受け付けている。「PMDA広報戦略」の策定を評価。
〔評価目標〕					
○ 特になし	○ 特になし	○ 特になし	○ 特になし	○ 特になし	○ 特になし
〔評価の観点〕					
○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。	○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。	○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。	○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。	○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。	○ 一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページによる公示等による公表などにより、国民が利用やすいものになっているか。
実績：○					
○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」を設置している。	○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」の設置・運用に加え、PMDAホームページににおいても意見の受け付ける体制を整え、平成20年6月からは、PMDAホームページに新たに窓口として、一般消費者や関係企業等からの相談による相談を実施した。(業務実績P18.③参照)	○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」を設置している。	○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」の設置・運用に加え、PMDAホームページににおいても意見の受け付ける体制を整え、平成20年6月からは、PMDAホームページに新たに窓口として、一般消費者や関係企業等からの相談による相談を実施した。(業務実績P18.③参照)	○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」を設置している。	○ PMDA広報戦略が機関に対する意見・要望・苦情等を収集できるようして活用するため、PMDAの議会受付に「ご意見箱」の設置・運用に加え、PMDAホームページににおいても意見の受け付ける体制を整え、平成20年6月からは、PMDAホームページに新たに窓口として、一般消費者や関係企業等からの相談による相談を実施した。(業務実績P18.③参照)
○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。	○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。	○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。	○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。	○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。	○ 4種別監査会(福知県、栃木県・群馬県商務支局・神奈川県)へ業務実施内規書提出の依頼のイニベントに企画調整部長を出席し、PMDAのPRを市民向けに行なった。
○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。	○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。	○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。	○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。	○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。	○ 全国医療機器団体連絡協議会が主催した第10回医療器械法改正法規制度改定会を行なって、パネル展示・パンフレット配布とともに、出張くすり相談を行った。
○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。	○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。	○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。	○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。	○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。	○ PMDAの業務内容及びその成果について、「平成19事業年度監査報告」を作成した上で、ホームページに掲載するところに、冊子の販売等も行い、国民がその情報を利用しやすいものとした。また、通常監査会・業務委嘱会の議事内規、規程類、PMDAの監査職の職名、氏名等について、幅広くホームページで情報を提供している。
○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。	○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。	○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。	○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。	○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。	○ 一般国民からの相談、言術等を受け付ける窓口として、平成19年度に引き続き、昼夜3時間も含めた一般相談窓口を運用した。
○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。	○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。	○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。	○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。	○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。	○ 平成19事業年度決算による会計監査結果を実施され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。
○ 外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表され、それ、そのための底金等、財務状況について公表されているか。					
○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ 執務部長及びその内室の運営について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。
○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。	○ また、平成19事業年度決算について、主務大臣の承認後、運営なくなり、業務運営及びその内室の運営、権限性を確保しておらず、また、業務運営についても関係資料を公開していない。
○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。	○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。	○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。	○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。	○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。	○ さらにも、平成19年12月に策定した「組織運営の見直し計画」に沿った取組みを進めるために、ホームページ登録登録者数が増加している。

中期目標		平成20年度計画		平成20年度の業務の実情	
第3 前門年 の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項	第2 前門年 の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る他の業務の質の向上に貢献する事項	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直し	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直しに係る目標を達成するための他の業務の質の向上に貢献する事項を達成する目標を達成する目標	○ 前門年 の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る他の業務の質の向上に貢献する事項に係る目標を達成する目標	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直しに係る目標を達成するための他の業務の質の向上に貢献する事項を達成する目標を達成する目標
1 他医療費経済給付業務	1 他医療費経済給付業務	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直し	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直しに係る目標を達成するための他の業務の質の向上に貢献する事項を達成する目標を達成する目標	○ 前門年 の業務運営の改善に関する事項及び国民に対する事項に係る他の業務の質の向上に貢献する事項に係る目標を達成する目標	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直しに係る目標を達成するための他の業務の質の向上に貢献する目標を達成する目標
（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直し	（1）制度に関する情報提供の立ち上げ及び見直し	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施に係る目標を達成するための他の業務の質の向上に貢献する事項	○ 広告会社等を活用し、健診被審救済制度を分かりやすく解説した「ご存知ですか？健診被審救済制度」の冊子による広報（日本医師会総会雑誌（約17万部）、日本医師会雑誌（約10万部））及びDVD形式による動画及び冊子をPUDAホームページに掲載した。	（2）制度周知のための広報活動の積極的実施

中 抑 目 標		中 抑 口 画		平 成 20 年 度 費 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き教育制度の周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、ホームページ、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に対し、教育制度の周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別広報として、関係団体の協力を得て、会医品安全対策情報会議に面布した。会医品安全対策情報会議（23万部）に個別情報を掲載し、会医品安全対策情報会議（協力により、制度紹介パンフレットを東局に約2万3千部）全国4箇所配布した。</li> <li>① 全国92万4千部配布した。</li> <li>② 全国赤十字社血液センター（47都道府県血液センターカー）の協力により、制度紹介パンフレットを医療機関に約2万3千部配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本薬剤師会発行の「お薬手帳」に制度紙面を掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康政策制度については専門誌6誌、またHTV感染者等の会員誌に制度紙面を掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康政策制度についても、専門誌に広報を実施した。</li> </ul>																																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者に対し制度の旨及や理解を得ることに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に関する専門誌を活用した広報を実施する。</li> <li>・医療従事者が制度により深められるように対するため、効果的な周知広報を検討し、実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ① 日本病院学会他4学会のプログラム・抄録集に制度を掲載した。</li> <li>② 医学会等（日本皮膚科学会・日本臨床・細胞治療学会等）に掲載し、8ヶ所で教育制度についてパンフレット配布・発表等を行った。</li> <li>③ 子防院懇親会研究会（全国8カ所）、医学会会員支援センター実践研修会（全国4カ所）等の研修会・講習会等に直接見て教育制度の説明を行った。</li> <li>④ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において教育制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において教育制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防院懇親会研究会（全国8カ所）、医学会会員支援センター実践研修会（全国4カ所）等の研修会・講習会等に直接見て教育制度の説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第22回日本エイズ学会学術集会・総会」において教育制度一般に係るポスター展示や抄録集への掲載、資料配布を行った。</li> </ul>																																																
		<p>(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>(3) 相談窓口の拡充に係る目標を達成するために取るべき措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>																																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口を広げたし、改修済制度の給付手続きに因する相談を広く受け付ける体制を充実させること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に係る目標を達成するために取るべき措置</li> </ul>																																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>このようにに体制を充実させることで、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>このようにに体制を充実させることで、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談件数の先年と効果的な広報を行うことにより、相談件数は、平成15年度と比較して22.9%増の17,296件となった。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>平成15 年 仮</th> <th>平成16 年 仮</th> <th>平成17 年 仮</th> <th>平成18 年 仮</th> <th>平成19 年 仮</th> <th>平成20 年 仮</th> <th>平成21 年 仮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> <td>7,257</td> <td>17,296</td> <td>224%増</td> </tr> </tbody> </table>	相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>平成15 年 仮</th> <th>平成16 年 仮</th> <th>平成17 年 仮</th> <th>平成18 年 仮</th> <th>平成19 年 仮</th> <th>平成20 年 仮</th> <th>平成21 年 仮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> <td>7,257</td> <td>17,296</td> <td>224%増</td> </tr> </tbody> </table>	相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談件数</th> <th>平成15 年 仮</th> <th>平成16 年 仮</th> <th>平成17 年 仮</th> <th>平成18 年 仮</th> <th>平成19 年 仮</th> <th>平成20 年 仮</th> <th>平成21 年 仮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>3,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> <td>7,257</td> <td>17,296</td> <td>224%増</td> </tr> </tbody> </table>	相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮	相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増
相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮																																																
相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増																																																
相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮																																																
相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増																																																
相談件数	平成15 年 仮	平成16 年 仮	平成17 年 仮	平成18 年 仮	平成19 年 仮	平成20 年 仮	平成21 年 仮																																																
相談件数	5,338	3,911	4,307	6,427	7,257	17,296	224%増																																																



中期目標	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
(4) 債権のデータベース化による一元管理 ・改修料付業務に關する債権のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の推進を図ること。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理 ア 改修料付の請求事案の迅速な処理を図ること。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを信頼し、効率的なシステムを作成する。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア 改修料付の請求事案に關する情報、特に原因医師や健診担当者等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・副作用改修料付業務のシステムを信頼し、効率的なシステムを作成する。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを作成する。
(4) 債権のデータベース化による一元管理 改修料付業務に關する債権のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の推進を図ること。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理 ア 改修料付の請求事案の迅速な処理を図ること。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを作成する。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア 改修料付の請求事案に關する情報、特に原因医師や健診担当者等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・副作用改修料付業務のシステムを信頼し、効率的なシステムを作成する。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを作成する。
(4) 債権のデータベース化による一元管理 改修料付業務に關する債権のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の推進を図ること。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理 ア 改修料付の請求事案の迅速な処理を図ること。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを作成する。 (5) 対実関係の請求事案の迅速な処理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア 改修料付の請求事案に關する情報、特に原因医師や健診担当者等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報、特に原因医師や副作用医師等に關する情報等をデータベース化する。 ・副作用改修料付業務のシステムを信頼し、効率的なシステムを作成する。	(4) 債権のデータベース化による一元管理に係る目標を達成するためにとるべき措置 ・副作用用料付業務や改修料付業務等に關する情報等をデータベース化する。 ・新たに始める感染改修料付業務については、副作用改修料付業務のシステムを作成する。

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の業務の実績	
<b>「評価項目7 善徳の迅速な処理及び体制整備」</b>							
評価の視点等		評価項目7 善徳の迅速な処理及び体制整備		自己評定	S	A	
(理由及び特記事項)							
○これまで金額を用いてきた請求事案の処理能力を高める取組みを引き続き効率的に行なった結果、平成20年度における件数の割合(8ヶ月)内に決定した件数の割合(達成率)が74.3%となり、中期計画に掲げた「中期目標期間終了時までに50%以上」という目標を15%近くも上回っている。		○平成20年度の達成率(括弧内の実績期間内に支給・不支給を決定してから、中期計画の60%を15%近くも上回る)は74.3%(中実直)、中期計画の60%を15%近くも上回ることであります。また、処理期間も大幅に増加しました(にじかわらす、「前年度並を維持しており、通常的な勤務処理の標準化が図られた」(業務実績P.24「一番下の○」)及びP.25表「業務実績」参照)。		○平成20年度の達成率(括弧内の実績期間内に支給・不支給を決定してから、中期計画の60%を15%近くも上回る)は74.3%(中実直)、中期計画の60%を15%近くも上回ることであります。また、処理期間も大幅に増加しました(にじかわらす、「前年度並を維持しており、通常的な勤務処理の標準化が図られた」(業務実績P.24「一番下の○」)及びP.25表「業務実績」参照)。		実績: ○ 効率化を図るために機能の改修を行い、ダイムクロック管理や統計機能等の強化を図った。実績: ○ 効率化を図るために機能の改修を行い、ダイムクロック管理や統計機能等の強化を図った。実績: ○ 判定業務を支障するための外部専門家による専門家協議を引き続いている。一方で、原医職や副作用疾患名等に関する情報により副作用発生の傾向や相関関係を把握することができる「統計検討データベース統合・分析システム」の第2次開発を平成21年3月に終了した。(業務実績P.24①及び②参照)	
〔評価目標〕							
○裁判用款済給付業務の効率化を図る観点から、原因票や起原票とともに活用されているか。		○裁判用款済給付業務の効率化を行われ、底数検索検討票システムとしても活用されている。		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)	
〔評価の指針〕							
○裁判用款済給付業務の効率化を図る観点から、原因票や起原票とともに活用されれているか。		○裁判用款済給付業務の効率化を行われ、底数検索検討票システムとしても活用されている。		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)	
○請求事案の迅速な処理を図るために、医療機関や製造業者に対して請求内容の申請關係の調整が適切に行なわれ、厚生労働大臣への医学的検査等の提出に活用されているか。							
○裁判用款済給付業務の効率化を行なった結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意であるか。		○裁判用款済給付業務の効率化を行なった結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)	
○請求事案の迅速な処理を図るために、医療機関や製造業者に対する請求内容の申請關係の調整が適切に行なわれ、厚生労働大臣による医学的検査等の提出に活用されているか。							
○裁判用款済給付業務の効率化を行なった結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意であるか。		○裁判用款済給付業務の効率化を行なった結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)		実績: ○ 裁判用款済給付システムによる裁判用款済給付業務を支障するための外部専門家による専門家協議を行った。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度の組織体制の強化とともに、引き続き精力的に判断業務を実施する決意とした。実績: ○ 行った結果として、引き続き精力的に判断業務を実施する決意である。実績: ○ 平成17年度に決定した件数の割合である達成率は中期計画で設定した60%を大幅に上回る74.3%となつた。(業務実績P.24「下から二番目の○」及びP.25表「裁判用款済給付業務の実績」参照)	



中 括 目 標	中 期 計 画	平 成 2 0 年 度 財 画	平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績
(8) スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等の適切な実施	(8) スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき指針	(8) スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等の適切な実施に係る目標を達成するためにとるべき指針
スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等を適切に実施すること。	スモン患者及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援事業等を適切に実施すること。	スモン患者に対する受託支援業務及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援業務の実施に当たっては、個人情報を特に取扱いし、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。	スモン患者に対する受託支援業務及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援業務の実施に当たっては、個人情報を特に取扱いし、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。
(9) 特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切な実施	(9) 特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するべき指針	(9) 特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切な実施に係る目標を達成するべき指針
特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切に実施すること。	特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切に実施すること。	特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切に実施すること。	特定フィブリノゲン剤及び特定血液凝固因子剤によるC型肝炎感染症患者に対する給付業務等の適切に実施すること。

平 成 2 0 年 度	
受 給 者 数 (人)	2,180
支 払 額 (千円)	1,531,745
内 訳	
健 康 管 理 手 当	1,140,517
介 譲 費 用 (企 業 分)	284,981
介 譲 費 用 (国 財 分)	106,247

平 成 2 0 年 度	
飼 研 事 業	587
健 康 管 理 支 援 事 業	121
受 托 给 付 事 業	2
合 计	538,222

平成20年度	
人 数 (人)	支給額 (千円)
飼 研 事 業	320,122
健 康 管 理 支 援 事 業	211,800
受 托 给 付 事 業	6,300
合 计	538,222

③ これら業務について、個人情報に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切な業務を行った。
① 成立したスモン患者に対する受託支援業務及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援業務の実施度量で超重症者、越々重症者に該当する介護費用の支払を行っている。また、昭和54年12月以降製薬企業から委託を受けた裁判上の和解金が産業保健法の規定による介護費用に対する支給権を有する介護費用の支払を行つていて、この場合、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行つた。
② ①に記入したHIVに由り健診扶養等を受けた事業者に対する受託支援業務及び血液型剤によるHIV感染者等に対する受託支援業務の実施度量で超重症者、越々重症者に該当する介護費用の支払を行つた。
③ これらの業務については、個人情報に配慮し、適切に実施した。





中期計画	中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画
(八)の紹介)	(九)の実績)	(八)の実績)	(九)の実績)



中期目標	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画
・治験相談及び審査の内容の整合性を図るために、審査の迅速化を図る。	・治験相談及び審査を同一チームで実施するため、平成19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。 ・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。	・治験相談及び審査を同一チームで実施するため、審査の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。	・治験相談、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成20年度中に整備するためのガイドラインスケジュールを作成する。
・治験相談及び審査の内容の整合性を図るために、治験の透明化及び効率化を促進するため、平成19年度に審査の基本的な考え方を明確化する。	・治験相談は、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成20年度中に整備するためのガイドラインスケジュールを作成する。 ・治験相談、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成21年度から導入する。 ・治験相談、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成21年度から導入するため、審査の基準を明確化する。	・治験相談は、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成20年度中に整備する。 ・治験相談、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成21年度から導入する。 ・治験相談、審査及び安全管理対策業務の連携をさらに強化し、治験相談階から有効性及び安全性に関する群面を行なう仕組みを平成21年度から導入するため、審査の基準を明確化する。	○ 審査の基本的な考え方についてには、「新医薬品承認審査実務に關する想定」から「新医薬品承認審査実務に關する想定」のための留意事項」を取りまとめて審査室において活用している。 ○ 平成20年4月17日に「新医薬品承認審査実務に關する想定」とともに、PHDAホームページに掲載して審査室において活用している。 ○ 審査の基本的な考え方については、「新医薬品承認審査実務に關する想定」から「新医薬品承認審査実務に關する想定」のための留意事項」を取りまとめて審査室において活用している。 ○ 平成20年4月17日に「新医薬品承認審査実務に關する想定」とともに、PHDAホームページに掲載して審査室において活用している。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績
イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査申請処理期間の処理時間は、(この年に半端さき2年)に係る品目(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く正常時における品目)を改定し、業務の改訂を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。	イ 平成16年4月1日以降の申請に係る審査申請処理期間の処理時間は、厚生労働省は、厚生労働省と下記のとおりとおける。審査期間を含むこととする。 ①新医薬品の承認申請は、当該期間を遅延するなど業務の運営に影響する場合は、本機構へ改署を図ること。	イ 平成16年4月1日以後の申請に係る審査申請処理期間の目標は、(この年に半端さき2年)に係る品目(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く正常時における品目)を改定し、業務の改訂を図ること。	イ 平成16年4月1日以後の申請に係る審査申請処理期間の目標は、(この年に半端さき2年)に係る品目(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く正常時における品目)を改定し、業務の改訂を図ること。	イ 平成16年4月1日以後の申請に係る審査申請処理期間の目標は、(この年に半端さき2年)に係る品目(大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く正常時における品目)を改定し、業務の改訂を図ること。
イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。 イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。	イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。 イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。	イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。 イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。	イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。 イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。	イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。 イ 审査申請の提出から審査結果までの期間は、原則として1ヶ月以内とする。

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の実績							
【新医薬品の審査状況】													
(単位：件)													
		件数*	承認済み	取り下げ	審査中								
平成16年3月31日以前のもの		139	106(2)	25(1)	7[△3]								
平成16年度	87	78(1)	9(0)	0[△1]									
平成17年度	57	49(8)	6(0)	2[△8]									
平成18年度	101	78(37)	8(1)	15[△38]									
平成19年度	87 (△4)**	28(24)	7(7)	52[△31]									
平成20年度	82	7(7)	1(1)	74[△74]									
計	553	346(79)	57(10)	150[△7]									

\*) 件数とは、部会審査品目及び報告品目の審査報告書の予定期数。  
\*\*) 平成16年度の件数は、同一成分の2申請をまとめて1件としていたものが3件あり、その3件を削除した。また、2件について「件数」の表象外に変更となつたため、削除し、1件については、「件数」の表記がそのまま残ったため、追加した。  
注1：( )の数値は、平成19年度に処理した件数  
注2：[ ]の数値は、平成19年度からの増減

⑥ 言た、新医薬品審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に把握するため、平成17年度からスマートリソース管理システム(審査プロセス改善の導入)の導入を行っているが、平成20年度の各審査の処理期間の処理件数及びひいては、審査期間(申請者が要した時間と行政機関が要した時間)の中央値は以下のとおりであった。

各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間				
審査プロセス	1. 受付から初回面談		2. 初回面談から専門門	
	期間	件数	期間	件数
処理件数と 総審査期間 (中央値)*	51件 82.0日	63件 421.0日	79件 24.0日	77件 63.0日

\*) 各審査プロセスの目標は、希望通りの実現率(行政機関IC+申請書類)  
の合計)の中央値  
注：平成16年4月以降申請分の実績

⑦ 平成17年11月より大阪医薬品協会との間で、T4会議システムを用いた審査業務に係る情報提供を実施しており、さらに、平成18年11月より、社団法人富山県薬業連合会との間でも実施するところとした。また、申請面談のうち医薬品に係るものについても、希望に応じて実施した。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度実績
	<p>③ PMDA設立前（平成16年3月以前）に申請がなされたものの139件のうち、平成20年度～平成20年度に承認又は取り下げにより、132件を処理し、未処理案件を7件と大幅に減少させた。なお、PMDA設立後（平成16年4月以後）に申請された413件についても、審査事務処理期間自体を十分に考慮して審査しているが、PMDAからの照会に対し、回答が少ないなど承認が困難な品目については、申請の取下げを求めた。</p> <p>① 医薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP省令に従つているかどうかについて、開業を実施した。 【改正医薬法に基づくGMP開業件数】 医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品 実地調査214件（うち添付102件）、書面調査527件、計741件。</p> <p>② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。 (1) GMP/QMS調査担当者を、生物学的試験品、医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任を持つ開業から実施しつつ、調査品目の多いグループには、他のグループとの連携を出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。</p> <p>(2) 迅速審査・優先審査品目について、開業申請の段階で審査日程の指針を述べるなどして、等に迅速な処理に努めた。</p> <p>(3) 審査業務を的確かつ迅速に処理するため、標準業務手順書の改正を行った。</p> <p>(4) GMP実地調査において、指摘点を会議の準備により、起案状統一での詳開示図を用いた。</p> <p>(5) 申請者に対して、申請時期等の留意事項を周知徹底するためには、28回開催された講習会に講師を派遣した。</p> <p>③ 全ての品目において、審査が終了する前に陳述を終了した。また、機械における調査に6ヶ月要するとされていても、実際の医薬品の調査期間の中央値は100日、6ヶ月以内に調査が終了した割合は85.7%であった。</p>		

民族學研究

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画	平成20年度計画

② 申請資料の適合性審査面・実地調査を効率的に実施するため、以下の取組みを行った。

(1) 個別生調査方法の見直しに向けた取組みについて  
PMDAに資料を提出して行う企業防衛型の調査方法に加え、PMDA職員が専門企業を訪問して行う企業防衛型の調査方法の導入する2期中期計画に盛り込むとともに、当該調査方法を一部導入するなど21年度からの本格実施に向けて準備作業を行った。

(2) GCPの運用解説の周知

GCPの実地調査対象医療機関に対して、調査終了後にGCPに係る相談を実施するところとともに、「医師監査認証業務」のウェブサイトに、充実に留意する際に留意すべき事項等を明示し、実際担当者の、調査実施支援機関又は医療従事者等を対象として、「GCP研修会」を東京及び大阪で開催するとともに、医療従事者が参加する学会等においてPMDA職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。

【GCP研修会 参加数】

開催地	平成18年度	平成19年度	平成20年度
東京	1,303	1,212	1,338
大阪	454	495	543
計	1,757	1,707	1,881

(3) GCP実地調査の充実強化  
PMDA担当部の職員の配属を考慮しつつ、医療機関に対するGCP実地調査数の増加を図った。

(4) 信頼性調査業務の標準的実務処理期間は定められていらないが、当該品目の手帳調査に係る告査実務処理期間に影響を及ぼさないよう努め、平成20年度において、当該調査業務により承認審査が遅れたことはなかった。

・厚生労働省が行う医療機器の承認基準年の作成に協力するとともに、既存の医療機器の承認基準等を見直しに必要な情報収集及び一元管理制度等を行つ。また、承認基準等の根拠となる国際規格及び国内規格の制定にも協力する。  
(医療機器関係はNo.1.1)



中期目標	平成20年度計画	平成20年度計画	中期計画	平成20年度
・厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。	・国際共同治癒の実施を推進するため、平成19年度中に整備するガイドラインなどに関するガイダンスを平成19年度中に整備する。	・業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際共同治癒の実施を踏まえ、総審査期間についても毎年度定期的に評議会を開催し、効率的な審査体制とする。	・業務改善においては、中期目標期間を通じて、国際共同治癒の実施を踏まえ、総審査期間についても毎年度定期的に評議会を開催し、効率的な審査体制とする。	・厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。
① 平成20年5月から6月にかけて開催された、国立保健医療科学院の対象範囲並大の対象範囲である無菌医薬品のGMP認定による講義及び検査監査指揮を実施された。	② 厚生労働省の依頼により、平成20年5月及び6月に実施されたFDA及びEMEAの国内無菌医薬品製造所に対する検査に立ち会った。	○ 国際共同治癒に向けた基本的考え方（平成19年9月付厚生労働省における「国際共同治癒医薬品の実務に係る基準及び検査監査指揮」）を取りまとめられ、PMDAではこれを医薬品・審査等において活用している。なお、平成20年度の検査件数は524件中、国際共同治癒に係る検査の届け出数は82件であった。	○ 国際共同治癒に向けた基本的考え方（平成19年9月付厚生労働省における「国際共同治癒医薬品の実務に係る基準及び検査監査指揮」）を取りまとめられ、PMDAではこれを医薬品・審査等において活用している。なお、平成20年度の検査件数は524件中、国際共同治癒に係る検査の届け出数は82件であった。	① 平成20年度に承認された新医薬品791件の承認に係る審査期間（行政改例）の中央直付は18.9月であり、総審査期間の中央直付は18.7月である。このうち、平成16年4月以降に申請されたもののは77件である。審査期間（行政改例）の中央直付は9.9月であり、総審査期間の中央直付は18.8月であった。
② FDA及びEMEAの国内無菌医薬品製造所に対する検査に立ち会った。	③ 総審査期間の短縮に向けた取組みとしては、引き続き、医療相談を示す旨、申請者側の理由により審査が滞留している申請者に限り、取り下げ指揮を行った。また、新医薬品の本認可品目については、申請者と面談をおこなう旨を記載した。平成20年度における取扱件数は、新医薬品が10件であった。	④ 総審査期間の短縮に向けた取組みとしては、引き続き、医療相談を示す旨、申請者側の理由により審査が滞留している申請者に限り、取り下げ指揮を行った。また、新医薬品の本認可品目については、申請者と面談をおこなう旨を記載した。平成20年度における取扱件数は、新医薬品が10件であった。	⑤ 新医薬品の承認申請者に向けた見通し等の情報伝達について、申請者からの相談件数は165件。	① 後発医薬品等の審査業務について、審査業務を的確かつ迅速に遂行するための「後発医薬品等審査要領」「一般用医薬品承認審査要領」及び「医薬部外品承認審査要領」を制定するとともに、各業務に係る標準化された手順書を策定して、申請者へ周知した。また、審査業務を執行する監督委員会においても毎月、検証を行った。
⑥ 厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。	⑦ 厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。	⑧ 厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。	⑨ 厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。	⑩ 厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに賛同するMRAの対象範囲の拡大のため、交渉に協力する。



[評価の根拠]  
○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等と意見交換を行っているか。

- 国内外の学会等に参加するなど、学会や医療関係者等と意見交換を行った。
- 恒例的に、医療関係者等の動向、ニーズ等の情報収集を行った。
- 平成17年度に実施した、PMDAの審査業者等に対するニーズ調査により、医療の現状に即した先端的医薬品・医療機器へのアクセスの一層の迅速化に関する考え方やPMDAに期待する役割などについて有効な回答を得たところである。この結果を分析した上で、業務改善を行った。
- 業務改善及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施されているか。

○治験相談及び審査の内容の整合性を図るために、治験相談及び審査を同一チームで実施されているか。

○新医薬品・新医療機器、既先寄査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ誰に実施しているか。  
(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はN.O. 1.1)

- 平成19年度に引き続き審査員の増員を進め、治験相談から承認審査までを同一の審査の内率の一貫性を図るために、治験相談への取組みを始めた。
- PMDA免足前は、治験相談は旧医薬品規格、審査は旧審査センターで行われていたが、平成16年度のPMDA免足後は、当PMDAで一貫して行っていふこととなり、統合に伴い、統合に伴い、業務運営の合理化・効率化が図られた。
- 新医薬品に關しては、PMDA設立以前(平成16年3月以前)に申請がなされたもの及びPMDA設立以後(平成16年4月以降)に申請がなされたものについて、審査事務処理期間を十分に留意して審査を行った。
- 平成20年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の自報達成率は70% (77件中 54件)、審査期間中央値は9.0ヶ月であり、その達成率を19年度より10%上昇させたものの、第1期中抑止率の最終目標である達成率80%には今一歩届かなかつた。第2期中承認された77件のうち24件が、既先寄査品目であつた。しかし、平成20年度においては、審査体制の整備が並んだことから承認件数は前年度から2件減少しているものの、新医薬品全体の審査期間の中央値については、平成19年度は11.6月と比較して9.0月に短縮された。(業務実績別表③、①を参照。)
- 適合性審査等にかかる業務に關し、適合性審査課について、平成19年度77件に於し、平成20年度は94件を実施した。CCP開室は198品目、GPSP実施開室は79品目を実施した。(業務実績別表③、①を参照。)
- 既先寄査に關しては、平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成率は33% (24件中 8件)、審査期間中央値は3.7ヶ月である。そこで、その原因としては、既先寄査品目の増加はにより、処理に時間要したことなどが挙げられる。(業務実績別表③を参照。)
- 平成16年度に引き続き、新医薬品審査のメトリックシステム(審査プロセス等の事務処理期間の管理)システムを導入し、審査等業務の処理件数及びそれに要した検査期間を参照。
- 審査に於いては、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査等業務を効率化するために、審査実施要項等に苦づき美鑑を実施した。「審査等業務実施方針」を定めた「審査実施要項」等に引き続き開催し、業務運営管理委員会を引き続き開催し、業務の進捗状況を検証した。

- ICHにおいて日本EUが合意したデータの作成基準などの国際的な基準に沿って、その他の国際基準との整合性・類似を推進するための取り組みが積極的に行われている。 (※医薬品・医療機器 共通 機器関係はN.O. 11)  
○ ICH年次会議年に参加することにより、国際的な基準の整合理化に向けた取組みに積極的に協力し、PMDAとして、国際基準の整合性、認証の推進に尽力した。

の中期目標期を延じ、国際的な動向を踏まえ、総合的な審査期間について毎年見直しを実施するとともに、審査品目の滞留の抑制、効率的な審査体制の構築が図られている。

（具体的取組） ドラッグ・ラグの解消策が、着実に進展し、その結果が現れているか。  
・審議委員の充実による体制強化

告憲の基本的な考え方の明確化  
治學相談段階から有効性及び安  
どンスの影響

萬葉集卷之四十一

プロジェクトマネジメントの導入

- 英協：○ ICH等国家会議等に参加することにより、国際的な基準の整合理化に向けた取組みに積極的に協力し、PMDAとして、国際基準の整合性、調和の推進に尽力した。

実績：○新医薬品について施設認証した。た79件に向けた取組を置いて、このに基本的に安全が確認され、その面含め、これまでの申請は、どの面含め、非常に多くなった。

（具体的取組） ドラッグ・グラフの解消方策が、着実に進捗し、その結果が現れているか。  
・審査要員の充実による体制強化

治験相談取扱から有効性及び安全性に関する評価を実施するための審査の基本的な考え方の明確化

○国際共同治療院については、ドラッグ・ラグの気概のために、その施設を圖るとともに、実施に当たっての基本的な考え方を明らかにする必要がある(平成19年9月28日付厚生労働省医政局長通牒)が取りまとめられた。このことから、「国際共同治療院等基盤整備計画」が策定された。この計画は、厚生労働省医政局においておこなわれる「国際共同治療院等基盤整備計画」に基づくものである。

○審査等の一層の迅速化のための取り組みのひとつとして、平成20年4月より、新医薬品の審査等を対象に、その進行管理・調整等を行なうこととし、新医薬品担当部長が審査等を実施するところから、世界共通の標準規範による審査部門に新たに創設された。



中 抑 目 標		中 期 計 画		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績											
<b>[実績]</b>																	
① 医療機器について、平成17年4月の改正医療法の施行に伴い、改正の申請区分を医床の有無・病院を定めたものが、厚生省が旧大臣官邸から新三年計画期間に移行している。																	
② また、上記同様に、住介診断用医薬品について、平成17年4月の改正医療法施行に伴い、改定の申請区分を診断用医薬品のリスクの高低に区分に変更した。なお、診断用医薬品が改定の伴う改定用医薬品は厚生省が旧大臣官邸から自己改正制度によって、改正医療法施行後は厚生省が改定の外診断用医薬品であった。改正医療法施行後は厚生省が改定の外診断用医薬品である。																	
③ 医療機器の審査員について増強を進め、承認申請された新医療機器については、工学、薬理学、医学、歯学、看護学、生物学、農芸学などの専門課程を修了した審査員で構成され、専門技術担当、担当評議会担当及び臨床評議会担当を基本とした。																	
④ 中期計画及び平成20年度計画に示した平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は75%。(16件中12件)審査期間は8.9月であり、その達成率を19年度より8%下げる。第1期中の最終目標でこちら達成率を90%に届かなかつた。この要因としては、審査員の増加及びその育成が主な要因である。成績は、指導への生産性度に影響したためである。なお、平成15年3月以前の申請分を含めても、達成率は16%。(16件中12件)であった。																	
別表中の③を参照。																	
⑤ また、新医療機器審査の透明性を向上させ、その進歩をより的確に管理するため、メトリクスシステム(審査プロセス毎の事務処理時間の実績)を導入した。平成20年度に実施した各審査プロセス毎の処理時間(申請者が要した時間と行政機關が要した時間合算した時間)の中央値は、以下の通り。																	
<p>【各審査プロセスごとの処理件数及びそれに要した総審査期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査プロセス</th> <th>1. 受付から初回面談</th> <th>2. 初回面談から回覧</th> <th>3. 回覧から回覧開始</th> <th>4. 審査結果提出から承認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間 ※ * 处理件数と対応</td> <td>19件 46.0日</td> <td>8件 479.0日</td> <td>11件 132.0日</td> <td>16件 24.0日</td> </tr> </tbody> </table>								審査プロセス	1. 受付から初回面談	2. 初回面談から回覧	3. 回覧から回覧開始	4. 審査結果提出から承認	審査期間 ※ * 处理件数と対応	19件 46.0日	8件 479.0日	11件 132.0日	16件 24.0日
審査プロセス	1. 受付から初回面談	2. 初回面談から回覧	3. 回覧から回覧開始	4. 審査結果提出から承認													
審査期間 ※ * 处理件数と対応	19件 46.0日	8件 479.0日	11件 132.0日	16件 24.0日													
*) 各審査プロセスの中央値は、総審査期間(行政TC+申請者の合計)の中央値である。																	
注1：専門職業は必要に応じて複数部門の算出。 注2：平成16年4月以降申請分の算出。																	

中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の実績							
【新医療機器の審査状況】													
(件数)													
平成16年3月31日以前のもの	132	53(2)	75(0)	4[△2]									
平成16年度	56	31(3)	17(1)	8[△4]									
平成17年度	7	7(1)	0	0[△1]									
平成18年度	24	16(3)	3(2)	5[△5]									
平成19年度	37	20(16)	1(0)	16[△16]									
平成20年度	32	1(1)	0(0)	31[△1]									
計	288(32)	128(26)	96(3)	64[3]									

\*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。  
\*\*) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。  
注1：○の数値は、平成20年度に処理した件数（内数）  
注2：□の数値は、平成19年度からの増減

- ⑥ PDA満足前（平成16年3月以前）に申請がなされたもの132件のうち、年度中に承認又は取り下げによって処理されたものは123件であり、未処理案件を4件と大幅に減少させ、平成20年には、これら未処理案件を平準化できる見込をついた。また、PMDA設立後（平成16年4月以降）に申請されたもの156件について、申請処理期間目標を十分に達成して審査しているが、PMDAからの照会に対し、回答が無いなど本部が困難な品目については、申請の取下げを求めている。

- ① 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理体制について、QMS省令に適合しているか否か、調査を実施した。

【改正薬事法に基づくQMS調査件数（平成20年度）】  
医療機器  
実地調査42件（うち海外20件）、書面調査873件、計915件  
体外診断用医薬品  
実地調査1件、書面調査77件、計78件

- ② GMP/QMS調査を効率的に実施するため、次の取組を行った。  
医療機器  
(1) GMP/QMS調査担当者を、生物学的製剤、化学薬品、医療機器の3グループに分けて、それぞれで責任を持つ専門家を実施ししつつ、調査品目の多いグループには、他のグループから不足が出すなど柔軟な対応により、効率的な処理に努めた。  
(2) 迅速審査・優先審査品目について、既往申請の段階で附注日程の相談を進めながら迅速に処理するため、標準業務手順書の改正を行った。



評価項目 1.1 素晴の迅速な処理及び体制整備 (医療機器)			
評価の視点	A	自己評定	B
【評価項目】			
「新医療機器について、審査申請処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。」	<p>○厚生労働省においては、「新医療機器の審査申請処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○厚生労働大臣が指定した医先審査の対象製品について、中間目標期間満了時までに、医療機器については、審査申請処理期間9ヶ月を70%について達成すること。</p> <p>○新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。            (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はN.O. 1.0)</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○評価の視点は、新医療機器、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p>	<p>○厚生労働省においては、「医療機器の審査申請処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○厚生労働大臣が指定した医先審査の対象製品について、中間目標期間満了時までに、医療機器については、審査申請処理期間9ヶ月を70%について達成すること。</p> <p>○新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。            (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はN.O. 1.0)</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○評価の視点は、新医療機器、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p>	<p>○厚生労働省においては、「医療機器の審査申請処理期間1ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○厚生労働大臣が指定した医先審査の対象製品について、中間目標期間満了時までに、医療機器については、審査申請処理期間9ヶ月を70%について達成すること。</p> <p>○新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。            (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はN.O. 1.0)</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○評価の視点は、新医療機器、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みがそれぞれ詳しじられ、着実に実績としているか。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p> <p>○評価の視点は、新医療機器等について、医先審査を受けた取り組みを開始するところに、平成16年度においては、70%について達成するところに、平成19年度及び20年度においては、80%、90%について達成すること。</p>

- 厚生労働大臣が指定した医療機器の医薬部外品目に關し、中期目標期間終了までの審査業務実績期間9ヶ月の目標達成状況については、平成19年度は15件（4件中3件）であり、目標（70%）を達成した。（業績の実績・別表⑥を参照。）
- 平成19年度に引き続き、新医療機器審査のメトリクス審査（等級プロセス毎の審査期間の管理）システムを導入し、審査の透明性の向上及び業務のより的確な管理を図った。（業務の実績・「各審査プロセスごとの処理件数及びそれによる総審査期間」を参照。）
- 審査においては、各審査チーム間の整合性を図るなどとともに、審査実績・審査を的確かつ迅速に遂行するために、審査及びひいては手続を実施した。  
審査方法を定めた「承認審査実施要項」等に基づき業務を実施した。  
また、「無事等業務遂行管理委員会」を3ヶ月に1度開催し、業務の進捗状況を検証した。

○ ICHにおいて日本EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他の国際基準との整合性・調和を実施するための取り組みが積極的に行われているか。（※医薬品・医療機器 共通 薬品はNO.10）

- 実績：○ ICH等に参加することにより、国際的な基準の整合作戦に向けた取組みに積極的に協力し、PMDAとして国際基準の整合性、調和の推進に尽力した。

医品器械總合機械

中期目標		平成20年度計画		平成20年度実績	
④ 平成19年10月に従来の生物系医薬が二部体制になつたことに伴い新設された「バイオ品質分野」について、平成20年度より治療相談の申込みを受付することとした。	⑤ 治療相談の処理期間については、平成20年度に距離が確定した3-26件のうち、範疇前定まで30日到着以内であつたものは286件(87.7%)、また、平成20年度に申込みがもつた医師治験未終了件のうち、第1回が面までの期間が30日到着以内であつたものは9件(66.3%)であり、いずれも直接を達成することができた。	① バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、外部専門家を活用するなどして、高度な知識を有する外部門客を活用することで、新技術を応用した製品等新技術への協力を図る。また、既存子会社を通じた製品等に対する助言を充実する。 及び新規事業に対する助言を充実する。	② ベンチャーエネルギー企業支援相談事業及び先端医療開発研究区(スーパー特区)採択事業における相談対応を通じて、新技術を応用した型品の開発に協力した。また、スーパー特区採択期間における治験相談等については、平成21年3月より迅速に対応しているところ。	③ 患者個人の遺伝的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響等を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム薬理学(フアーマコゲノミクス)の開拓研究又は疾患開発への応用が期待されている。しかし、既存研究等の中でも、どのように利用すべきか等については検討すべき点が多い。MDA内にゲノム薬理学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group(PDG))を発足させ、科学的な想點から情報収集を行うとともに、厚生労働省など協力しつつ、平成20年度には、内部での作成に向けた検討を行つた。また、厚生労働省との非公式会合を3回実施し、ゲノム薬理学に関する最新の情報を基に、意見交換を行つた。	④ 医薬品名新規登録試験を計5回実施して、計37品目の一時的名称(JAN)について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN)の申請済みを8件実施するとともに、平成20年4月に初めて前述された国際一般名(INN)の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names
⑤ バイオ・ゲノムといつた先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上すること。	オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、中期目標期間における指導・審査技術水準を向上すること。	オ バイオ・ゲノムといつた先端技術の評価について、中期目標期間における外部門客を活用するなどして、新技術等新技術への協力を図る。また、既存子会社を通じた製品等に対する助言を充実する。	⑥ 治療相談の申込みを受付ることとした。この分野においては、外部専門家を活用するなどして、高度な知識を有する外部門客を活用することで、新技術を応用した製品等新技術への協力を図る。また、既存子会社を通じた製品等に対する助言を充実する。	⑦ 治療相談の処理期間については、平成20年度に距離が確定した3-26件のうち、範疇前定まで30日到着以内であつたものは286件(87.7%)、また、平成20年度に申込みがもつた医師治験未終了件のうち、第1回が面までの期間が30日到着以内であつたものは9件(66.3%)であり、いずれも直接を達成することができた。	⑧ 医薬品名新規登録試験を計5回実施して、計37品目の一時的名称(JAN)について厚生労働省へ報告した。また、国際一般名(INN)の申請済みを8件実施するとともに、平成20年4月に初めて前述された国際一般名(INN)の会議に参加した。 JAN: Japanese Accepted Names INN: International Non-proprietary Names



- ベンチャーアイテム事業及び先端医療開発部（スーパー特区）  
採択事業における相談対応にて、新技術を応用した型品の開發については、  
平成21年3月より迅速に対応しているところ。
- バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的  
な共通基盤構築を目的にバイオロジクスシンポジウムを毎年開催してき  
ており、今回はバイオ後商品（バイオシミラー）をテーマに、欧米の環  
境省及びWHOから演者を招き、「第3回PMDA 国際バイオロ  
ジクスシンポジウム」を平成21年2月に開催し、各國の取り組みや動向  
に関する議論を行った。

中 始 目 標	中 施 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性の向上 善益等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、国民や医療機関が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。 ア 善益等業務及び安全対策業務の信頼性を伸ばすため、品質の良さのない水準の技術者集団を排除する。 ア 善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研究開発費を平成19年度中に倍増し、専門の技術の向上を図る。	(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研究開発費を平成19年度中に倍増し、専門の技術の向上を図る。 ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研究開発費を平成19年度中に倍増し、専門の技術の向上を図る。	(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置 ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研究開発費を平成19年度中に倍増し、専門の技術の向上を図る。 ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図るために、研究開発費を平成19年度中に倍増し、専門の技術の向上を図る。	<p>① 大学・医療機関等への英集案内の送付、大学病院への訪問又はホームページや専門誌等を採用した報報を行い、平成20年度は、技術系職員90人を採用（内定）した。</p> <p>② 外部研修等に対し、関係各部に対し、積極的に参加要領等の情報を提供し、研修会の随県を述べた。</p> <p>③ 善益及び必要な策業務を身につけさせるため、国内外から講師を招き、特別研修を開催した（平成20年度16件）。</p> <p>① GMP／QMS調査事務者（頭問、嘱託を含む。）についても計画的に公募を実施し、平成18年4月の発足時に7名体制であつたのに対し、平成21年4月には40名体制とした。</p> <p>② 気防計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催のGMP/QMS合同検査会、医療機器・体外診断用医薬品QMS評議会等に参加した。また、経済産業研究所が実施する基地認証研修、PLC/Sが実施するセミナーにも参加した。</p> <p>③ GMP/QMS調査件数が増加していることから、GMP/QMS調査業務の効率的な実施法について検討して、実施した。</p> <p>○ GMP／QMS調査担当者の教育研修の実施等に よる調査体制の整備を進めめる。</p> <p>○ 気防計画に基づき、平成20年度には、計62件の相談（うちGMP41件、QMS18件）を実施した。</p> <p>○ 善益及び社会おおむに於ける専門的意見を聞くため、外部の専門家に対して委嘱手配を行っている。（平成21年3月31日現在914名）</p> <p>① 全対策情報運用システムにつては、平成16年度に医療機器不具合システムの2つの情報収集・分析・報告業務が開始されるており、善益等業務に於ける情報収集・分析・報告業務が平成17年4月よりより順次実施している。平成18年度以降においても善益の質的向上を図るため、引き続き情報収集・分析・報告業務を行っている。</p> <p>② 平成20年度においては、中抑目標及び中期計画の達成に向けて、行うとともに、善益・調査業務を迅速かつ効率的に進めるため、以下のシステム開発等を行った。</p>

中期目標	平成20年度計画	中期計画	平成20年度実績
(1) 新eCTDビニーアシステムに係る改修業務（レビューコメント機能） 平成19年度に実施したeCTDに係る審査事務処理機能（レビューフィル）の要件定義により実施しているDev Iceシステムの改修業務を一般競争入札により実施し、eCTDビニーアシステムの機能が大幅に向上する旨を以て評価され、eCTDビニーアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出したこと無くなることとなった。	(1) 新eCTDビニーアシステムに係る改修業務（レビューフィル機能） 医療機器審査の審査情報管理・地域計画室に係る改修業務を一般競争入札により実施し、eCTDビニーアシステムの要件定義により実施して、eCTDビニーアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出すること無くなることとなった。	(1) 新eCTDビニーアシステムに係る改修業務（レビューフィル機能） 医療機器審査の審査情報管理・地域計画室に係る改修業務を一般競争入札により実施し、eCTDビニーアシステムの要件定義により実施して、eCTDビニーアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出すること無くなることとなった。	(1) 新eCTDビニーアシステムに係る改修業務（レビューフィル機能） 医療機器審査の審査情報管理・地域計画室に係る改修業務を一般競争入札により実施し、eCTDビニーアシステムの要件定義により実施して、eCTDビニーアシステムによる審査業務が大幅に効率化された。この改修により、eCTDを正本として提出すること無くなることとなった。

中期目標	中期計画	平成20年度の業務の実績
<p>・審査等業務及び学会対応業務に關し、中期目標掲げた通り当局との連携が強化され、欧米の規制当局との連携も推進する。</p> <p>・審査等業務及び学会対応業務に關し、中期目標掲げた通り当局との連携が強化され、欧米の規制当局との連携も推進する。</p> <p>・東アジアレギュラトリーシンポジウムを主催し、東アジア関係各國との連携強化を図る。</p> <p>・国際間医師責任の担当部署の更なる充実と研修生の派遣・受入等を活用し、安全お薬の強化を図るの実務に關し、欧米との連携が実施されているアジア諸国との連携を推進する。</p>	<p>(8) 新規添付資料画像データの既存検査システムへの移行業務等に係る医薬品等開発支援システム等改修業務、医療機器等改修業務等について、すべて一般競争入札を行ったことにより、年度当初の予算範囲内で更に3件の追加改修を実施することとなり、これらについても一般競争入札の上、業者を選定し、改修を行っている。</p> <p>① 第2回中物目標期間におけるPMDA会体の国際活動について、厚生労働省と連携し財團法人的系統に適める観点から、当該期間における国際活動会場の選定として「PMDA国際会議」(平成21年2月1日～7日)のシステム改修等について、すべて一般競争入札を行ったことにより、年度当初の予算範囲内で更に3件の追加改修を実施することとなり、これらについても一般競争入札の上、業者を選定し、改修を行っている。</p> <p>② FDA(Food and Drug Administration), EMEA(European Medicine Agency)等における審査体制や安全お薬の質に関する情報収集を行った。また、FDA及びEMEAとの間では、業務方針等について情報交換を行った。さらに、平成20年12月には、シンガポールで開催された第3回国際医薬品アドバイザリーフォーラムに参加し、FDAを含む関係各國の規制当局との意見交換を行った。</p> <p>③ 海外規制当局等への長期派遣研修実施基準から派遣希望者を募集した上で、に基づき、機関内職員から派遣希望者を選出した上で、派遣実施等を行い、長期派遣を行った。(FDA 1名、OECD 1名。また、イギリスネシアから4名、米国(マンスフィールド研修生)から1名、中国から4名の研修生の受け入れを行った。</p> <p>④ ICH、GHTF、PICC等の国際会議やOECD及びWHOの会議に参加し、国際的なガイドライン作成等について、関係諸国との協力を推進した。</p> <p>⑤ 米国におけるDIA年会及びNAPPS年会、ドイツにおけるDIA欧洲年会、台湾におけるAPECネットワーク年会、シンガポールにおけるDIA Congress等に参加し、PMDAの審査・安全対策業務に關する講演を行い、PMDA業務の周知を図るとともに、中国、韓国、タイ、香港等を訪問し、アジア諸国との協力体制の拡大に努めた。</p> <p>⑥ 東アジア地域における共同臨床試験の実施の促進や共同臨床試験データを利用した迅速な開発、承認措置の実現の実現に向けて、今後の協力をより具体かつ効果的に行えるよう、年に「2008年東アジアレギュラトリーシンポジウム」を東京で開催した。</p> <p>○ 平成20年10月にオーストラリアで開催されたPIC/S専門家会合(平生医療)及び12月にスイスで開催されたPIC/S研究会(原薬)に参加した。また、同年9月に英国内閣監査委員会に出席した。</p> <p>○ 平成20年10月にオーストラリアで開催されたPIC/S専門家会合(平生医療)及び12月にスイスで開催されたPIC/S研究会(原薬)に参加した。また、同年9月に英国内閣監査委員会に出席した。</p>	<p>PIC/S及びISPE等の会議へ参加することとなる性、調和を推進するとともに、情報の交換を図る。</p>

評価項目 1.3 番号等業務及び安全管理の質の向上		A	
評価項目	評定	評定	A
(理由及び特記欄)	<p>○新たな研修プログラムの実施や外部専門家の活用をはじめとする各種取組みが評価される。</p> <p>○取組みを重視し、番号等業務及び安全管理の質の向上が図られたものと想定している。</p>	<p>○研修委員会で丁承された年間計画年に応じた系統的な研修修了率を実現し、個々の職員の質や能力に応じて、特別研修等各種研修に参画した。</p> <p>○平成20年4月より、新規番号部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新研修プログラムを本格実施している。</p> <p>○職員の配置に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、健常上その一環として、長崎県職員に対しては業務コーチングのためのメンター制度を実施している。</p> <p>○番号及び安全管理に対する専門的意見を聞くため、外部の専門家に対し、科学的な真摯な質問や業務等の趣旨による定期面接を行っている。</p> <p>○番号に関する専門的意見を見聞きくため、外部の専門家に対し、科学的な真摯な質問や業務等の趣旨による定期面接を行っている。(平成21年3月31日現在914名)</p> <p>○短期間で異なる分野の業務への就労への異動を行わない。</p> <p>○適切な知見を有する外部専門家の活用</p> <p>・情報支援システムの1.8年度までの概要</p> <p>・情報支援システムの1.8年度までの概要</p>	<p>○評価の視点等</p> <p>○評価の視点</p> <p>（具体的取り組み）</p> <p>・番号等の目標に応じた系統的研修会の実績</p> <p>「改進目標」</p> <p>○特になし</p>
(委員会の評定理由)	<p>新規番号プログラムの実行と外部専門家の活用により、番号等業務及び安全管理の質の向上が図られ、GMP認証の体制が充実したことについて、さらなる開拓が期待される。外規制当局との連携強化は、今後も充実させることを希望する。</p>	<p>○各委員の評定理由</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>○評価の視点が整備されている。</p> <p>○GMP体制が充実した。</p> <p>○外部専門家の各自項目について、すべて達成されており、情報支援システムについての評価は、さもなくとも高い評価がされている。</p> <p>○自評評価のところ。</p> <p>○質が向上した」とことを表す具体的なエビデンスがあまりないので、Aとは評価しづらい。</p> <p>（その他の意見）</p> <p>○其アジアとの連携強化は今後も充実されることを希望する。</p>	<p>○評定</p>
(改進目標)	<p>○新規番号プログラムの実行と外部専門家の活用により、番号等業務及び安全管理の質の向上が図られることについて、さらなる開拓が期待される。外規制当局との連携強化は、今後も充実させることを希望する。</p>	<p>○各委員の評定理由</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <p>○評価の視点が整備されている。</p> <p>○GMP体制が充実した。</p> <p>○外部専門家の各自項目について、すべて達成されており、情報支援システムについての評価は、さもなくとも高い評価がされている。</p> <p>○自評評価のところ。</p> <p>○質が向上した」とことを表す具体的なエビデンスがあまりないので、Aとは評価しづらい。</p> <p>（その他の意見）</p> <p>○其アジアとの連携強化は今後も充実されることを希望する。</p>	<p>○改進目標</p>

中期目標	中期計画	平成20年度の業務の実績
(C(2) 安全対応指針の信頼性の向上)	<p>(2) 安全対応指針の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>イ・中期目標期間を通じ、グノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した型品に係る國の評価指針の作成に協力する。</p> <p>イ・患者それぞれの特性に着目し、当該患者に骨も有する場合に限り医療情報を提供できるよう支援するなど、効率でかつ安全な医療を実施できるよう支援するなど、併に、当該技術製品に係る特徴を円滑に実施する。</p>	<p>(2) 安全対応指針の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>イ・中期目標期間を通じ、グノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した型品に係る國の評価指針の作成に協力する。</p> <p>イ・患者それぞれの特性に着目し、当該患者に骨も有する場合に限り医療情報を提供できるよう支援するなど、効率でかつ安全な医療を実施できるよう支援するなど、併に、当該技術製品に係る特徴を円滑に実施する。</p> <p>① バイオ・ゲノムといった先端技術分野における指導、審査技術等の高度な知識を有する国に、新技術申請に係る西知識品に係る通知、ヒト(自己)の肝臓指針(カルタヘナ法第1種承認品に係る通知、ヒト(同種)胎胞組織加工製品に係る評価ガイドライン)の作成によるガイドライン作成等の作業にも協力した。</p> <p>② ベンチャーや中小企業に及び先端医療開発特区(スーパー特区)採択事業に係る技術対応を追及して、新技術を応用した製品の開発に協力した。また、スーパー特区採択課題においては、平成21年3月より迅速に対応しているところ。</p> <p>③ 患者個人の進歩的要因が医薬品の有効性・安全性に及ぼす影響を検討した上で、より適切な条件で患者ごとに医薬品を投与するため、ゲノム医学(ゲノミクス)の専門家への連携を強化している。しかし、臨床試験又は承認審査の中での専門家との連携は困難であるとともに、PDA内にグノム医学プロジェクトチーム(Pharmacogenomics Discussion Group(PDG))を発足させ、科学的な視点から情報共有を行うとともに、厚生労働省と協力しつつ、具体的なガイドライン作成を行った。また、平成20年度には、内部での会合を定期的に開催するとともに、企業等との非公式会合を3回実施し、ゲノム医学学術的に開催する最新の情報を基に、意見交換を行った。</p> <p>④ 医薬品名新規門牌権を計5回開催して、貯37品目の一般名(日本)について厚生労働省へ報告した。また、平成20年4月にWHOに開催された国際一般名(INN)の会議に参加した。</p> <p>TAN : Japanese Accepted Names INN : International Non-proprietary Names</p> <p>⑤ バイオロジクスの品質、有効性、安全性などの評価についての国際的な共通基準を目的にバイオロジクスシンボジウムを毎年開催してきており、今はバイオロジクスシンボジウムを「第3回PMDA・国際バイオロジクスシンボジウム」を平成21年2月に開催し、各国の取り組みや動向に關注して議論した。</p> <p>⑥ 厚生労働省が開催する次世代医療機器評価指針検討会の5分野(ナビゲーション医療の2分野、体内埋込材料分野、再生医療分野、神経制御分野)の計14回の会議に参加した。</p> <p>・国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等を踏まえ、適正な治療の普及についての啓発を行った。</p> <p>・中期目標期間を通じ、国内における医療機器等の質的向上を図るために、医療機器等の普及についての啓発を行った。</p>

中 斯 目 振		中 斯 肝 画		平 成 2 0 年 度 計 画				平 成 2 0 年 度 の 痢 治 の 变 組													
[GCP調査等に係る業務の実績(品目数)]																					
平成16 年度 平成17 年度 平成18 年度 平成19 年度 平成20 年度																					
G C P 調 査*																					
新 医 薬 品																					
各種医療用医薬品																					
医 痘 機 器																					
医 痘 機 器 部																					
*) 平成16年度以降の調査件数は、評価後の通知数である。																					
[GCP研修会 参加数]																					
朋 催 地																					
平成18年度 平成19年度 平成20年度																					
東 京																					
大 阪																					
計																					
1,303 454 1,757																					
1,212 495 1,707																					
1,338 563 1,881																					
② 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与すること等を目的とした「治験コーディネーター養成研修」(「初学者研修」: 平成20年9月に実習研修、上級者研修: 平成20年11月～平成21年1月に実習研修、データマネジメント研修: 平成20年9月に実習及び実習研修) を実施した。																					
[平成20年度の研修生数]																					
初 総 研 修																					
96																					
上 総 研 修																					
109																					
データマネジメント研修																					
65																					



(2) 善意等業務及び安全対応業務の信頼性の向上		(2) 善意等業務及び安全対応業務の信頼性の向上		平成20年度計画		平成20年度計画	
○ 善意等業務及び安全対応業務の透明化を推進するための目標を達成する							
○ 善意等業務及び安全対応業務の透明化を推進するための目標を達成する							
(2) 善意等業務及び安全対応業務の信頼性の向上に係る目標を達成するためにとるべき措置							

中 括 目 指	中 括 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 計 画	平 成 2 0 年 度 の 業 務 の 実 績																		
				<p>既存コンテンツへの追加掲載等</p> <p>【審査請求】</p> <p>1) 新薬の部会新規品目審査報告書65成分121品目 (累計373成分763品目)</p> <p>2) 新薬の部会報告品目審査報告書26成分(累計198成分)</p> <p>3) 一般用医薬品の審査報告書6成分(累計62成分)</p> <p>4) 医薬品の審査報告書2品目(累計30品目)</p> <p>5) 医療機器の部会新規品目審査報告書8品目(累計76品目)</p> <p>《審査請求》累計数前年度対比表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度実</th> <th>平成20年度実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 新薬の部会新規品目審査 報告書</td> <td>308成分 642品目</td> <td>379成分 763品目</td> </tr> <tr> <td>2) 新薬の部会報告品目審査 報告書</td> <td>172成分</td> <td>198成分</td> </tr> <tr> <td>3) 一般用医薬品の部会新規品 目 告書</td> <td>56品目</td> <td>62品目</td> </tr> <tr> <td>4) 医薬品の審査報告書</td> <td>28品目</td> <td>30品目</td> </tr> <tr> <td>5) 医療機器の部会新規品目 審査報告書</td> <td>67品目</td> <td>75品目</td> </tr> </tbody> </table> <p>【安全関係】</p> <p>6) 使用上の注意の改訂指示14件(累計189件)</p> <p>7) 医薬品・医療機器安全情報報11件(累計113件)</p> <p>8) 厚生省製造業者登録2件(累計18件)</p> <p>9) 医療用医薬品添付文書情報等197件(累計13,287件)</p> <p>10) 一般用医薬品添付文書情報等191件(累計8,356件)</p> <p>11) 医療機器添付文書情報等2,702件(累計6,156件)</p> <p>12) DSU(医薬品安全対策連絡会議情報)10件(累計51件)</p> <p>13) 医療機器安全対策連絡会議情報26,785件(累計110,879件)</p> <p>14) 制作局が認める症例報告書26,179件(累計42,405件)</p> <p>15) 不具合が疑われる症例報告書8,179件(累計110,879件)</p> <p>16) 忠告向医薬品ガイド3品目(累計1,598品目)</p> <p>17) 医薬品医療機器情報配信サービス 8,742件(累計20,707件)</p>		平成19年度実	平成20年度実	1) 新薬の部会新規品目審査 報告書	308成分 642品目	379成分 763品目	2) 新薬の部会報告品目審査 報告書	172成分	198成分	3) 一般用医薬品の部会新規品 目 告書	56品目	62品目	4) 医薬品の審査報告書	28品目	30品目	5) 医療機器の部会新規品目 審査報告書	67品目	75品目
	平成19年度実	平成20年度実																				
1) 新薬の部会新規品目審査 報告書	308成分 642品目	379成分 763品目																				
2) 新薬の部会報告品目審査 報告書	172成分	198成分																				
3) 一般用医薬品の部会新規品 目 告書	56品目	62品目																				
4) 医薬品の審査報告書	28品目	30品目																				
5) 医療機器の部会新規品目 審査報告書	67品目	75品目																				

中 摘 目 標		平 成 20 年 度 計 画		平 成 20 年 度 の 業 務 の 実 績	
《[安全関係] 累計数前年度対比表》					
		平成18年度実績	平成19年度実績	平成18年度実績	平成19年度実績
6) 使用上の注意の改訂指示		175件	183件	175件	183件
7) 医薬品・医療機器安全情報		102件	113件	102件	113件
8) 厚労省報道発表資料		46件	48件	46件	48件
9) 医療用医薬品添付文書情報		13,080件	13,287件	13,080件	13,287件
10) 一般用医薬品添付文書情報		7,437件	8,356件	7,437件	8,356件
11) 医療機器添付文書情報		5,462件	5,164件	5,462件	5,164件
12) DSU(医薬品安全対策情報)		41件	51件	41件	51件
13) 医療機器安全対策連絡通知集		* 125件	* 134件	* 125件	* 134件
14) 制作用が疑われる症例報告		B4,084件	110,879件	B4,084件	110,879件
15) 不具合が疑われる症例報告		34,226件	42,405件	34,226件	42,405件
16) 患者向医薬品ガイド		270成分	284成分	1,567品目	1,598品目
17) 医薬品医療機器情報配信システム		11,965件	20,707件	11,965件	20,707件

\* (13)については、半年度件数

【回収関係】  
⑯ 回収情報(医薬品1,118件、医療部外品1,000件、化粧品415件、医療機器1,815件、合計3,448件)

《[回収関係] 累計数前年度対比表》

	平成18年度実績	平成19年度実績
⑯) 回収情報	* 2,831件	* 3,448件

\* 半年既往数

③ 医薬品医療機器情報提供ホームページの平成20年度のアクセス回数は、以下のとおりであった。

【医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数】

アクセス回数 (単位百万)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
233	289	391	497	642

申 告 目 標	中 断 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 計 画
エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構成上の欠陥とは言えない不具合の発生率について科学的な評価を実施する体制を構築する。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構成上の欠陥とは言えない不具合の発生率について科学的な評価を実施する体制を構築する。	○埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ボート」という。）及び脳動脈ステントに対する平成20年度の調査の実施状況及び当該器具に対する検討等について、平成20年2月、「医療機器に記載した「情報提供ホームページの活用方法」の掲載と使用上の注意の欄に対する修正案別対応マニュアルとのリンクを開設した。	④ 新規コンテンツ等新規コンテンツとして医療機器情報を提供する方針に、利用方法について記載した「情報提供ホームページの活用方法」の掲載と使用上の注意の欄に対する修正案別対応マニュアルとのリンクを開設した。
エ・その他医療等業務及び安全管理業務の信頼性向上に貢献する指標をとること。	エ・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構成上の欠陥とは言えない不具合の発生率について科学的な評価を実施する体制を構築する。	○埋め込み型医薬品注入器（以下「埋め込み型ボート」という。）及び脳動脈ステントに対する平成20年度の調査の実施状況及び当該器具に対する検討等について、平成20年2月、「医療機器に記載した「情報提供ホームページの活用方法」の掲載と使用上の注意の欄に対する修正案別対応マニュアルとのリンクを開設した。	○埋め込み型ボートについては、不具合評価のための脚本においては、2種類113例の患者を1年間の追跡調査を平成20年5月に終えた。収集されたデータについての問い合わせ、データクリーニングの後、内審等において平成20年9月にデータ固定、平成20年11月最終解析を行った。内審等においては、平成20年4月にホームページ上に公開した。

(1) 埋め込み型ボートについては、不具合評価のための脚本においては、2種類113例の患者を1年間の追跡調査を平成20年5月に終えた。収集されたデータについての問い合わせ、データクリーニングの後、内審等において平成20年9月にデータ固定、平成20年11月最終解析を行った。内審等においては、平成20年4月にホームページ上に公開した。

(2) 冠動脈ステントについては、経皮的冠動脈インターベンション(PCI)あるいは冠動脈バイパス手術(CABG)を初めて施行された症例を対象とした冠動脈ステントに関する調査（予定26施設、予定期間を5年間追跡）のデータ収集が平成20年9月までに終了した。中間集計として、平成20年11月最終解析を行った。内審等においては、平成21年4月にホームページ上に公開した。

・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシング医療機器を対象としたシステム評議会にて評議会に出席する検討会の下に設置した「埋め込み型医療機器の評議会」にて実施されたデータ（9施設からのPCI症例のみ2,000例余）を利用して、ステント血栓症の発生等に関する解析を行った。内審等においては、平成21年1月のステント分科会において検討した。

○心臓ペースメーカーなどのトランシング医療機器を対象としたシステム評議会にて評議会に出席する検討会の下に設置した「埋め込み型医療機器の評議会」にて実施されたデータ（9施設からのPCI症例のみ2,000例余）を利用して、ステント血栓症の発生等に関する解析を行った。内審等においては、平成21年3月、システム評議会にて評議会に出席する検討会の下に設置した。

○平成20年度においては、企業及び医療機関から報告される副作用、重複、調査等を行った。

- (1) 副作用報告の入力ツールによる受付業務の効率化
- (2) 医薬品及び企業名データのマスターファイルの更新
- (3) おける情報収集
- (4) 医薬品及び医療機器それぞれにに関する厚生労働省との連絡会の定期的（毎週）な開催

・企業や医療機関から報告される副作用、不要な症例報告等の収集、整理、調査等について、必要な症例に係るデータを収集、評議するシステムを整備する。

・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシング医療機器について、中期目標達成度評議会にて評議会に出席する検討会の下に設置した「埋め込み型医療機器の評議会」にて実施されたデータを収集、評議するシステムを整備する。

・ベースメーカーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシング医療機器について、中期目標達成度評議会にて評議会に出席する検討会の下に設置した「埋め込み型医療機器の評議会」にて実施されたデータを収集、評議するシステムを整備する。







機械聯合器械醫藥品

中期目標		中期計画	平成20年度計画	平成20年度計画
<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化</p> <p>収集した安全情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報を、より正確な安全性情報提供体制を確立すること。</p>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためのべき措置</p> <p>情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へのべき措置</p> <p>企業へのフィードバック情報を、より正確な安全性情報提供体制を確立すること。</p>	<p>(3) 情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためのべき措置</p> <p>情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へのべき措置</p> <p>企業へのフィードバック情報を、より正確な安全性情報提供体制を確立すること。</p>	<p>① 市販直後の明細や地点別院等における市販後の情報等を信頼し、並んでは副作用の発生予防、早期発見、早期抑制を実施する対策について、企業に対する相談や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうつ報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうつ報等で引き受けた際の対応策を実施する。また、中期目標期間を延長して、企業が自主的に行う医薬品・医療機器の添付文書や患者説明文書の作成、改訂を行って迅速に反映する。</p> <p>② 医薬品・医療機器の添付文書や患者説明文書の作成、改訂を行って迅速に反映する。</p> <p>③ 企業の市販後製品に係る危機管理体制が共同して、医薬品・医療機器担当及び安全管理室が共同して、助言を行う。</p> <p>④ 医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に遅延しない。</p> <p>⑤ このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を分析等にに基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p>	<p>① 市販直後の明細や地点別院等における市販後の情報等を信頼し、並んでは副作用の発生予防、早期発見、早期抑制を実施する対策について、企業に対する相談や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうつ報等で引き受けた際の対応策を実施する。また、中期目標期間を延長して、企業が自主的に行う医薬品・医療機器の添付文書や患者説明文書の作成、改訂を行って迅速に反映する。</p> <p>② 医薬品・医療機器の添付文書や患者説明文書の作成、改訂を行って迅速に反映する。</p> <p>③ 企業の市販後製品に係る危機管理体制が共同して、医薬品・医療機器担当及び安全管理室が共同して、助言を行う。</p> <p>④ 医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられるることを目的とした製品改善や製品開発について分析し、相談業務及び審査等業務に遅延しない。</p> <p>⑤ このような製品改善や製品開発につき、ヒヤリ・ハット情報を分析等にに基づき、企業に対する相談業務を実施する。</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度実績	平成20年度の業務の実績
[ブッシュメール登録数の推移]				
[平成18年度末まで 平成19年度末まで 平成20年度末まで]				
登録数	6,762件	11,965件	20,707件	
配信数	93件	87件	107件	
※) 配信数は、毎年度における累計。				
<p>④ 医療用医薬品の添付文書情報について、階層的に、より詳細な情報をアスクスで提供した結果、厚生労働省が検討した結果を踏まえ、階層的システムを強化する。企業が作成した階層化情報を提供を平成18年度言までに開始する。</p> <p>⑤ 患者に対する服薬指標に使用できる情報の提供の実績を図る。</p> <p>⑥ 添付文書に警告欄があり患者に常に注意喚起すべき新医薬品情報を提供するとともに、インターネットでの情報提供を行う。</p> <p>⑦ 医療機器の添付文書情報のインターネットでの提供について実績を図る。</p>				
<p>○ 医療用医薬品添付文書情報と使用上の注意のうち重要な副作用等の「定期副作用」としてリンクするとともに、医療用医薬品添付文書情報と「重症副作用対応マニュアル」のリンクを実施し、添付文書情報の利便性を向上させた。</p> <p>○ インターネットで患者向医薬品ガイドの実績を図り、327品目294品分（合計1,598品目）を公開した。</p> <p>○ 平成17年7月から医療機器の添付文書情報をインターネットで閲覧ができるよう運用を開始し、平成21年3月現在で、8,164件を掲載した。</p> <p>○ 医療機器添付文書情報累計数前年度対比表</p>				
登録数	3,995件	5,462件	8,164件	
<p>○ 収集されたヒヤリ・ハント情報を基に分析結果に基づき、平成20年度は情報提供ホームページ上での情報提供を行った。</p> <p>○ 平成21年6月の改正薬事法施行に備え、一般用医薬品のリスクの程度に応じた情報提供及び相談機能を実現する専門家の登録、医薬品の販売、医療行為は相談するための専門家の登録を実行するため、一般用医薬品の添付文書のカームページへの掲載実績を図り、平成21年3月現在で8,356件を掲載した。</p> <p>○ 体外診断用医薬品の添付文書情報提供について、業界団体と協力し平成20年11月にホームページへの掲載を開始、平成21年3月現在で2,237件を掲載した。</p> <p>○ (財)日本薬剤師研修センターとの共催で「適正使用のための医薬品情報～副作用早期発見をめざして～」というテーマで全国4カ所（京都、札幌、福岡、東京）において研修会を開催した。</p> <p>○ ワニアンケートを行い、医療関係者のニーズ把握に努め、新たなアンケートとして、医療関係者のニーズ把握や削除等ができるようシステムの改善を図った。</p> <p>⑪ 医薬品医療機器情報提供ホームページの活用について説明会を開催し、医療関係者等に周知を行う。</p> <p>⑫ 医薬品医療機器情報を入手し易くなるよう、そのための提供手段について説明を行う。</p>				



中 第 目 振	中 期 計 画	平 成 20 年 度 計 画	平 成 20 年 度 の 実 績
(3) 情報管理及び危険告知体制の強化 エ 収集した安全性情報の解説信函等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者へ全世帯情報提供体制を確立すること。	<p>（3）情報管理及び危険管理体制の強化に係る目標</p> <p>エ 造成するたためにとするべき措置</p> <p>二 報告のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>＜患者への情報提供＞</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、後発医薬品や患者、医療関係者等からの相談業務を実施する。</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使える患者からの相談業務を実施する。</p>	<p>（3）情報管理及び危険管理体制の強化に係る目標</p> <p>エ 造成するたためにとするべき措置</p> <p>二 報告のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>＜一般消費者・患者への情報提供＞</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、一般消費者、一般消費者・患者に対して、次の実施する。</p> <p>① 消費者くすり相談については、引き続き、昼夜み時間を含めた相談業務を実施した。</p> <p>② 消費者医療機器相談については、引き続き、昼夜み時間を含めた相談サービスを実施した。</p>	<p>（3）情報管理及び危険管理体制の強化に係る目標</p> <p>エ 造成するたためにとするべき措置</p> <p>二 報告のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>＜患者への情報提供＞</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使える患者からの相談業務を実施する。</p> <p>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使える患者からの相談業務を実施する。</p> <p>③ 消費者や医療関係者から後発医薬品の相談を平成19年5月より開始。平成20年度は143件の相談を受けた。</p> <p>④ 相談業務の改善に向けた、業界団体等の医薬品・医療機器の相談業務関係者との情報交換会を開催し、情報収集に努めた。</p> <p>○ 「患者向医薬品ガイド」の医薬品医療機器情報提供ホームページへの掲載を引き受け、患者の不適反応に対する副作用の早期発見等について、業界団体の可能性が高自己点検手帳を販売する企業が作成する患者がわかりやすい説明文書（患者向医薬品ガイド）のインターネットでの提供の充実を図る。</p> <p>○ 「厚生労働省における検討結果を踏まえ、平成18年度までに企業が作成する情報を開始する。医療用医薬品や医療機器等の製造者が販売する患者の自己点検手帳などと併せて患者が発生作用の確認を行って、それをそのまま記入する。医療用医薬品や医療機器の器具等が耐用期間で劣化する文書を提出する」とともに、患者の可能性が高自己点検手帳の提供する。</p> <p>○ 「重複副作用用医薬品情報提供ホームページ」への掲載について、掲載数の基元を図る。</p> <p>○ 平成18年度から開始した「重複副作用用医薬品情報提供ホームページ」への掲載について、掲載数の基元を図る。</p>



中期目標		中期計画		平成20年度計画		平成20年度の実績	
						(Web型アンケートの結果の一部)	
医療機器相談会実施状況							
自己評定	A						
(理由及び特記事項)							
<input type="radio"/> ○ くすり相談・医療機器相談会実務に關して、さらに後に登医機器に關して、どちらに後医機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							
<input type="radio"/> ○ 電脳相談、医療機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							
<input type="radio"/> ○ 医薬品医療機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							
医療機器相談会実施状況							
自己評定	A						
(理由及び特記事項)							
<input type="radio"/> ○ くすり相談・医療機器相談会実務に關して、どちらに後医機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							
<input type="radio"/> ○ 電脳相談、医療機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							
<input type="radio"/> ○ 医薬品医療機器相談会実務を行う手のニーズや満足度の意見を伺う。また、アンケートの改修を行なう。							

<p>評価項目1.8 患者、一般消費者への安全性情報の提供</p> <p>○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般的な情報を適切に実施されているか。</p> <p>○評価目標 ○特になし。</p> <p>○評価の視点 ○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般的な情報を適切に実施されているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>A</p> <p>(委員会の評定理由) くすり・医療機器相談会実施については、くすり相談は12件、53件、医療機器相談は902件と年々増加し、授業としてきていることなど利便性向上などを説いています。自体を上回っていることと評価します。その他、としては「患者向医薬品ガイド」をホームページで公表しており、平成21年度末現在で1,958品目が掲載されている。また、アンケートについても、その結果をどのように情報提供に反映させたか明示していくことが望まれる。</p> <p>(各委員の評定理由) くすり有機酸の実績は12件、53件で、1,958品目をホームページ上の「患者向医薬品ガイド」に掲載し、安全性情報の提供に努力している。 患者向医薬品ガイドを公表し、安全性情報の提供に努力する。 満足度調査、相談件数(12,53件)、医療機器ガイドを評価。 ホームページでの「患者向医薬品ガイド」を評価。 計画上必要とされた業務を実施したと認められる。</p> <p>(その他意見) 特にない。 情報に關する努力は更に必要。時に外國における情報の和訳(未承認薬等)の医療機器(別の医療機器)過剰投薬についての情報。又、増加する外國新規開発者に対する情報を記載すべきと思われる。 ホームページでの情報提供については評価できるが、患者、一般消費者からの評価はさけないか。またそこまでの評価を評議会に反映させる仕組みや具体的な行動についても明示をされた。(W bアンケートの結果どう反映させているか)</p>

- 企業が作成する患者向けの認知症や発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表を活用して提供されているか。

○医師・看護師等が患者向けの情報提供を充実させるため、「患者向医薬品ガイド」の作成要領(平成17年6月30日、厚生労働省医食食品安全局長通知)等に従い、「患者向医薬品ガイド」の作成支援を実施し、平成22年3月末までに、294成編成が別冊付録として掲載された。また、医師版副作成用医薬品別冊マニアルについても、13年春の掲載を行った。(累計38医療機関)

卷之三

○ 菓子部との連携については、菓子部門へリスクマネジメントを行っており、本企画の実行に際しては、各部門との連携を図ることで、より効率的な実行が可能となる。また、新規商品開発においては、各部門の意見交換を通じて、より良い商品開発につながる。また、新規商品開発におけるリスク管理では、各部門の意見交換を通じて、より良い商品開発につながる。

- 情報提供業務の向上に資するため、ホームページ上の掲載内容へのアーカイブ化の実験を行ったところ、平成20年度は、約6.4億円（平成19年度は約5.0億円）のアクセス数がござりました。また、Web型アンケートを実施し、検索のニーズや満足度の分析を目的として、Web型アンケートを実施しました。どちらに、以下のコードや掲載方法に関する意見を受けていた。（弊社実績 P70参照）
- 情報提供業務の向上に資するため、ホームページ上の掲載内容、情報量に応じて、月毎に状況把握を実施。運用者の更なる利便性の向上のため、医薬品医療機器情報提供がP70参照。

- 企業が作成する患者向けの認明文書や登録の可能性が高い既知の重複な副作用の初発症状等をまとめた自己点検表がインターネットを活用して提供されているか。

○個人情報に十分配慮しつつ、被審査業務及び審査業務との連携を適切に、  
承認から放送まで一貫した、全性の評価の実施が可能か詳しく述べて下さい。

○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成19年度までに検査し、情報の受け手のサイズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ向けて取り組むべき課題を明らかにすることとする。

医薬品医療機器等統合機関

中 抑 目 標		中 期 計 画		平 成 2 0 年 度 計 画		平 成 2 0 年 度 の 業 功 の 実 働 様	
第 4 財務内容の改善に関する事項	通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第3 子算、収支計画及び資金計画 1 子算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 子算、収支計画及び資金計画 1 子算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	○平成20年度の予算、収支計画及び資金計画等においては、年度中において、年次決算報告書提出が見込みを上回ったことから、年度計画予算を二度にわたり変更し届け出た。	○平成20年度の予算、決算報告書提出が見込みを上回ったことから、年次決算報告書提出が見込みを上回ったことから、年度計画予算を二度にわたり変更し届け出た。		
本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項について、は、必ず予算による運営を行うこと。	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円 (2) 短期借入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の還職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	第4 短期借入額の限度額 (1) 借入限度額 2.3億円 (2) 短期借入れが想定される理由 ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の還職者の発生に伴う退職金の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○重要な財産の譲渡等なし	○重要な財産の譲渡等なし		
第6 剰余金の用途	第6 剰余金の用途	第6 剰余金の用途	第6 剰余金の用途	○剰余金の用途 当期総利益が発生した副作用収益勘定、歳差勘定、愛託・貸付勘定及び同括附則第15条第5項の規定により積立金として整理することとしている。	○剰余金の用途 當期総利益が発生した副作用収益勘定、歳差勘定、愛託・貸付勘定及び同括附則第15条第5項の規定により積立金として整理することとしている。		

・副作用経済斟酌の業務経営において、表流給付金の不規が生じているものとのとなつてゐる。また、収支計画、資金計画の差異についても、予算をに基に收支計画及び資金計画を作成しているため、年度予算と実績との差異がそのまま反映されたものとなつてゐる。

要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。  
感染拡散防止の業務実態において、扶助金の不規が生じている。要因は、給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるものである。

新規等開拓をめぐる課題の不届は、シミュレーションの中の種類等級別に於て比較的の割合及びGDPへの貢献度等による。一方、システィム開拓等による費用負担は、予定していたものと異なる。また、人件費の不届は、予定していたものである。

特定期貨認定の業務結果において、申請序號の不規が生じている要因は、相談電話簿フリーダイヤル番号について、複数枚の券少に伴い、回答を順次縮小していったことによるものである。

**受託：**貸付専店の受託業務収入の減少は、支出と並動したものであり、  
**販売手当等給付金の支給人員が見込みを下回ったことによるもので、**

議：○利差利余金が発生した段定は、副作用が該段定と該段定の2回

被出金率の算定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に定められた算定期間に亘り、5年ごとに具置しを行つこととされれており、その際には、責任準備金、給付金の支給額を勘査し、適切に算定を行つてある。

副作用等致済給付金の決定について、厚生労働大臣へ副作用等の函  
契約書等の郵便で提出して下さい。同大臣は審査・食品衛生監視部はその  
結果をもとに決定を行つて下さい。

○株式会社が計上されている場合、その解説が記載されている。当該計画が承認された場合、その解説が記載されている場合、その解説が記載されている。

卷之三

目標を上回る絶好調子が図られた。しかし、特段Sと評価する根拠は見あたらない。創設を負込んだ子会社策定とこれに伴う運営は、遂成さらざつている。損益赤字による損益赤字の結果に係るSと評価されることは、安全対策等事業上の問題ではないもので運営上の問題ではない。但し、収益が増加と表現されていることは評価できる。但し、収益が増加することは限らないので、更に努力が必要である。

（その他の意見）

その専門職といえども対國家公務員指数が高いと思われる。大切な機構であるが、監査院創設を負込めるが、審査セグメントによっては透明度が不十分である。安全対策等事業上の問題ではないが、安全対策等事業上の問題ではないもので運営上の問題ではない。但し、収益が増加と表現されていることは評価できる。但し、収益が増加することは限らないので、更に努力が必要である。

○当期純利益が発生している場合には、その発生要因となった営業運営は適切なものであるか。(段・独資評価の視点)

○運営費交付金について、当該年度の未執行率が低い場合その理由と当該業務運営は適切なものであるか。(段・独資評価の視点)

収入施業について検討することにより、できる限り繰越支損金の削減  
努力に向け取り組んでいくこととしている。

原稿：○当期純利益が発生した要因は、副作用効果判定、感染疾患判定及び受託・販売額の支給額が見込みを下回ったこと等によるものであり、業務運営については、適切な状況である。

原稿：○運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP直索において、益祭回数が減少したこと等によるものであり、業務運営については、適切に実施されている。  
なま平成70年度はPMDAの第一期中抑財画の最終年度であるため、独法会計基準に基づき全額吸収していることから運営費交付金は業務の損失発生はない。

中期目標	中期計画	平成20年度の業務実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。  (1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性を高めることに適切な能力開発を実施するため、職員の意欲向上を図ること。 イ・職員の意欲向上を図るために、職員の勤務成績を考慮した人事評価等を適切に実施すること。 ウ・職員の意欲向上を図るために、職員の勤務成績を考慮した人事評価等を適切に実施すること。	第7 その他業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務会計に関する省令(平成16年厚生労省令第5号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  (1) 人事に関する事項 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修し、職員の意欲や能力に適切に反映し、職員の意欲を向上させるとともに、平成19年4月に導入した新人評価制度を活用して業務運営を実施する。 イ・職員の意欲向上を図るために、職員の意欲を伸ばすため、平成19年度に整備した新研修体制の一層の充実を図る。	第7 その他業務運営に関する事項 ① 平成19年4月に導入した新人評価制度による評価を行い、その結果を昇給や賞与の支給等に適切に反映した。 ② 平成19年4月に導入した新人評価制度周知のため、以下の研修を実施した。 ・19年度未評価研修 参加者49名 (3回) ※19年度未評価者は、上記のほか20年3月においても実施した。 ・20年度未評価研修 参加者138名 (6回) ・20'年度未評価研修 参加者138名 (6回)  ① 業務等の目標に応じた系統的な研修を実施するとともに、個々の能力に応じた研究の充実に努めた。また、新規見付を身につけた研究の充実のため、引き続き、新規見付を実施した。 ② 國内外の大学・海外の医薬品規制当局への派遣研修を実施し、51名の職員を派遣した。 ③ 國内外の民間担当者、企業や大学などの専門家を講師に招き、技術的専門性に関する基礎知識の習得を目的とした研修を実施した。 ④ 基本知識も対象に業務に関する基礎知識の習得を目的とした研修を専門研修の一環として実施した。 ⑤ 個人情報保護に関する基礎知識の習得を目指す研修を1回行うとともに、異常な患者団体及び患者団体から講師を招き、それぞれの立場から根拠に対する要望等について話を伺う研修を1回実施。 ⑥ 人事関係の研修9回に13名を参加させた。 ⑦ その他、英会話研修のための試験(TOEIC、平成20年5月及び平成21年1月)、英会話研修(平成20年8月～平成20年12月)、英会話研修(平成20年4月及び10月)、施設見学(医薬品関連7カ所、医療機器開発研究会所、医療機器開発研究所)を実施した。⑧、研修系職員を対象とした財務研修、監査研修(平成20年11月)に職員を派遣した。 ⑨ 各前ににおける学会等の参加状況を把握するため、4半期ごとに状況確認を行った(延べ平成21年3月末1,000人)。
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。  (1) 人事に関する事項 ア・職員の専門性を高めることに適切な能力開発を実施するため、職員の意欲向上を図ること。 イ・職員の意欲向上を図るために、職員の勤務成績を考慮した人事評価等を適切に実施すること。 ウ・職員の意欲向上を図るために、職員の勤務成績を考慮した人事評価等を適切に実施すること。	第7 その他業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務会計に関する省令(平成16年厚生労省令第5号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。  (1) 人事に関する事項 ア・業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修し、職員の意欲や能力に適切に反映し、職員の意欲を向上させるとともに、平成19年4月に導入した新人評価制度を活用して業務運営を実施する。 イ・職員の意欲向上を図るために、職員の意欲を伸ばすため、平成19年度に整備した新研修体制の一層の充実を図る。	第7 その他業務運営に関する事項 ・職員の専門性や業務の結続性を確保するため、適正な人事配置を行う。 ○ 職員の専門性や業務の結続性を確保するため、適正な人事配置を行う。

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務の実績の要約
<p>イ 平成17年度の改正規則法の円滑な施行を確保するため、適切な人員数を確保すること。また、総合科学技術会議の意見具申に基づき、必要な審査人員を確保すること。</p> <p>改正規則法による採用に当たっては、本機械の中立性等に十分、配慮すること。</p>	<p>イ・医薬品及び医療器具の製造管理及び品質管理制度（平成11年厚生省令第16号）に関する調査（GMP認定）の海外における実施を確保することとともに、内閣府が実施する公募を公募部門の審査員として審査部門を中心とした採用に当たつては、本機械の中立性等に十分、配慮することとする。</p> <p>※人事に係る指揮権未の意見具申は、期初の152、7%を上限とする。 (参考1) 割切の常勤職員数 317人 平成17年度の改正規則法の円滑な施行を確保するために増員した常勤職員数 40人 平成17年度研究開発費と業務移行に伴い減員した常勤職員数 11名 総合科学技術会議の意見具申を踏まえて平成21年度までに増員する予定の増員236人のうち、当該中期計画期間する審査部門の常勤職員数 138人 期末の常勤職員数 484人（上限） (平成21年度末の常勤職員数 582人（上限）)</p> <p>(参考2) 中期目標中の人件費額 1,570,5百万円（見込） ただし、上記の額は、役員報酬及び勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>イ・総合科学技術会議の人材確保部門（GMP認定）の外部サイトとの連携、③導入要項・機械、パンフレット・ポスチカードへの掲載、情報発信会等を実施し、技術系職員98人、平治系職員8人を採用（内定）した。</p> <p>【平成20年度公募による採用状況等：平成21年4月1日現在】</p> <p>1) 在籍系職員（公募4回） 応募者数 約910人 採用内定者数 44人 54人</p> <p>2) 事務系職員（公募2回） 応募者数 約140人 採用内定者数 8人</p>	<p>○ 公募に当たつて、①導入要項の概要ホームページへの掲載、②就職支援サイトとの連携、③導入要項・機械パンフレット・ポスチカードへの掲載、情報発信会等を実施し、技術系職員98人、平治系職員8人を採用（内定）した。</p> <p>これにより、平成21年4月1日の従属員数は521人となった。なお、今後の採用予定者が引かれるが、平成19年度から平成21年度までの3カ年において398人（平成19年度58人、平成20年度80人、平成21年度38人）の増員が平成18年度末に既に明らかにされたことから、必要となることとしている。新規審査部門の有能な人材を公募を中心に行きき進めることから、公募等についても、新規審査部門についても、新規審査部門の有能な分野の有能な人材を公募を中心に行きき進めることを考慮しておあり、管理部門については、新規審査部門の大幅な増員に対応するため、必要となる人材に当たる人材を公募しておられるが、独立化前の旧機械時代に比べ、管理部門職員数の比率は低下し、効率的運用を行つておられる。</p> <p>注) 旧審査センター及び機器センターからの移管者は現業部門のみであり、管理部門はない。</p> <p>① 採用時の誓約書の提出、配属、退職後の再就職時に際する機密保持契約の締結の義務の従事履歴等について就業規則に規定し、それらの内容を正確に理解することによって、適切な人材選択に努めた。</p> <p>② 職務関係規律の周知を徹底するため、採用時の新任者研修において説明を行ふとともに、グループワーク等で実践した。</p> <p>③ 職務関係規律のより一層の周知徹底を図る視点から、職員が遵守すべき職務規律の内容やQ&amp;Aを取りまとめて配布用ハンドブックを全職員に配布している。</p> <p>タ・就業規則等の服務職員規律に基づき、採用時ににおける監禁企業との不適切な関係を取扱うことを規定する規則が制定され、既存の規律及び退職後の人材管理に関する制約の対象を設け、適切な人材選択を行つ。</p> <p>ウ・機械企業等との不適切な関係を取扱うことを規定する規則がないよう、在職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關して適切な旨意を詳記すること。</p>

中期目標	中期計画	平成20年度計画	平成20年度の業務実績
(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保	(2)セキュリティの確保
個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。	・防犯及び機密保持のためには事務室の入退室管理設備を設置し、昼夜を問わず、入退室体制を強化すること。 ・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。	・平成19年度に実施した情報システムに係るセキュリティ監査結果にも、データへのバックアップを行いたい旨を記載している。また、入退室の履歴をより厳格に行きない対応を講じている。「入退室管理制度」の運用監視等に関する入退室管理制度を制定し、グループウェアや新任者研修の場を活用して職員間に周知徹底を図った。	○個人毎のIDカードによる「入退室管理制度」を事務室で導入し、入室履歴を記録するなど、部外者は自由に入室できぬよう、「入退室管理制度」の運用監視等に関する入退室管理制度を制定し、グループウェアや新任者研修の場を活用して職員間に周知徹底を図った。
評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保			
評価の観点等			
【評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保】			
自己評定			
(理由及び特記事項)			
○平成19年4月に導入した人事評価制度の構要を図るシステムの整備などをにより、人材制度の充実及びセキュリティの向上を図るシステムとの連携關係について、十分な進捗があつたものと考える。			
【評価目標】			
○評価等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。			
○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるよう、人事評価制度を導入し、有効に実施しているか。			
実績：○「研修委員会」において定めた基本方針及び研修年度計画に従い、個々の職員の実績や能力に応じた系統的な研修を実施し、技術職員の資質の向上を図った。			
実績：○平成19年4月に導入した人事評価制度に適切に反映した。(業務実績P.77上段①②参照)			
実績：○職員の配属に当たつては、職員の知識経験に配慮するほか、職能上の問題や業務上の差別の場合は、専門性の高い職員に配属している。(業務実績P.77下段①参照)			
○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。			
(委員会の評定理由)			
○人事評価制度を基準に実施し、職員研修に積極的に取り組むことにより、人材配置を図っている。また、人員配置を図り組織的に取り組むことにより、新規部署の地図を図っているが、既存企業等との不適切な公私による人材の配置を回避するなど、評議会後5年間の業務の途中で問題が発生しないよう、かか心の性を払つて、セキュリティの確保も図られている。			
(各委員の評定理由)			
○人事評価制度を導入し、かつ職員研修による質の向上も図っている。新規部署の確立に積極的に取り組んでいる。人事評価制度の整備に着手した実施、研修、公私による人材の配置が見られないよう注意を払っている。入退室管理制度等とのよい評議会が実施され、自評面のとおり、セキュリティの確保も図られている。			

○ドラッグ・ラグを解消するための毎年部門の常勤職員の増員等について、平均門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮し、公私を中心に対応されているか。

- 公事による限員採用に努め、平成20年度当初426人から平成21年度521人の従業員とならない。今後の採用内定者が55人（平成19年度公募による内定者）となることとしている。
- 公募等により確保した人員は、新規審査部門を中心に対応しており、管理部門における職員比率は旧規品脱機よりも低く、管理部門の効率化を図っている。

○製薬企業との不適切な関係を緩和することなどがないよう、空職員の採用、配置及び退職後の再就職等に關じてどのような制約が設けられ、それに基づき通常及び人事管理が行われているか。

○事務室の入退室に係る管理制度が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。

実績：○  
○公募による限員採用、配置、製薬企業等に在籍する者の採用後5年間の禁錮の従事や、公募等による著の業務の従事や制限、退職後2年間の雇用等の規定について、採用時にこれらを遵守する旨の誓約書を捺印する旨を設けている。特に、新任者研修における説明、内部掲示板等での開示徹底を図った。併に、倫理規程においては、報酬やQ&Aを含めた服務規律の内容をまとめてハンドブックを配布して周知を図った。

実績：○  
○本務室の入退室については、IDカードによる入退室管理制度の導入を行つた。これにより職員をより厳密に行うため、これらシステムの運用管理制度を含めた入退室管理制度をグループウェアや専用端末の器を活用して職員への周知徹底を図った。（業務実績P.19上段○参照）

- 情報データのバックアップ機能強化のため、既存入札により遠隔地データークラウド保管業者を選定し、情報システムのバックアップデータの遠隔地保管を引き続き実施した。
- 電子メールの暗号化によるセキュリティの向上を図るシステム（セキュリティメール）について、対面助査の複数端末へ利用拡大するべく関連規程を改正した。これにより、異なるセキュリティの向上を図った。

実績：○  
○公募による限員採用、配置、製薬企業等に在籍する者の採用後5年間の禁錮の従事や、公募等による著の業務の従事や制限、退職後2年間の雇用等の規定について、採用時にこれらを遵守する旨の誓約書を捺印する旨を設けている。

- 公募等により確保した人員は、新規審査部門を中心に対応しており、管理部門における職員比率は旧規品脱機よりも低く、管理部門の効率化を図っている。

別表

① 【16年度以降に申請され承認された新医薬品の総審査期間（中央値）】

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
通常審査品目	総審査期間	18.1月	20.3月	20.7月（29.5月）	22.0月（27.6月）
	うち行政側審査期間	10.3月	12.8月	12.9月（17.7月）	11.3月（18.5月）
	うち申請者側審査期間	7.2月	6.9月	7.9月（11.2月）	7.4月（14.1月）
	件 数	15	29	53	53
優先審査品目	総審査期間	4.9月	13.7月	12.3月（19.4月）	15.4月（19.1月）
	うち行政側審査期間	2.8月	6.4月	4.9月（7.7月）	7.3月（8.3月）
	うち申請者側審査期間	2.2月	6.0月	6.5月（12.0月）	6.8月（11.4月）
	件 数	9	20	20	24

\*) ( ) 内の数字は、参考値となっている80%値。

② 【新医薬品の治験相談および審査業務の実績】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
治験相談件数					
事前面談対応件数	306件	542件	564件	573件	587件
治験相談実施件数	193件	218件	288件	281件	315件
審査関係					
専門協議実施件数	192件	121件	170件	231件	231件
書面形式	127件	87件	130件	182件	181件
会議形式	65件	34件	40件	49件	50件
部会審議件数	39件	46件	60件	51件	54件
部会報告件数	14件	21件	17件	29件	27件

(3)

## 【新医薬品の承認状況】

	平成16年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**	
承認件数 審査期間 (中央値)	49件 (8.6月) [65%]	60件 (12.0月) [50%]*	24件 (8.6月) [83%]	77件 (13.7月) [39%]*	49件 (10.5月) [59%]	81件 (11.6月) [54%]*	73件 (10.5月) [60%]	79件 (9.0月) [70%]*	77件 (9.0月) [70%]
総審査期間 (中央値)	13.5月	22.4月	16.2月	21.7月	19.2月	20.1月	19.2月	18.9月	18.8月

注：〔 〕内の%は、申請から12ヶ月以内に、審査を終了した件数の割合。

\*) 中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\*) 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

(4)

## 【新医薬品の承認状況（優先審査品目）】

	平成16年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**		うち平成16年度以降申請分**	
承認件数 審査期間 (中央値)	22件 (2.8月) [86%]	18件 (8.9月) [28%]*	9件 (2.8月) [56%]	24件 (7.3月) [42%]*	20件 (6.4月) [50%]	20件 (4.9月) [65%]*	20件 (4.9月) [65%]	25件 (7.4月) [32%]*	24件 (7.3月) [33%]
総審査期間 (中央値)	4.5月	20.4月	4.9月	15.6月	13.7月	12.3月	12.3月	15.6月	15.4月

注：〔 〕内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

\*) 中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\*) 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

⑤

## 【新医療機器の承認状況】

	平成16年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **	
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	8件 (12.7月) [50%]* 35.8月	11件 (7.7月) [82%]* 22.4月	5件 (1.8月) [100%] 10.3月	23件 (6.0月) [83%]* 19.7月	15件 (3.4月) [100%] 15.3月	26件 (8.6月) [73%]* 17.1月	23件 (8.2月) [83%] 15.1月	16件 (8.9月) [75%] 16.0月	16件 (8.9月) [75%] 16.0月

注：[ ]内の%は、申請から12ヶ月以内審査を終了した件数の割合。

\*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\*)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

⑥

## 【新医療機器の承認状況（優先審査品目）】

	平成16年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **		うち平成 16年度以 降申請分 **	
承認件数 審査期間 (中央値) 総審査期間 (中央値)	2件 (9.3月) [50%]* 24.0月	0件	0件	1件 (5.7月) [100%]* 14.2月	1件 (5.7月) [100%] 14.2月	4件 (8.6月) [75%]* 15.7月	4件 (8.6月) [75%] 15.7月	4件 (5.8月) [75%] 28.8月	4件 (5.8月) [75%] 28.8月

注：[ ]内の%は、申請から9ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。

\*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前申請分も含んだ数値。

\*\*)平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4月以降の申請分を対象としたものの再掲。

## 予 算

別紙1

## 中期計画(平成16年度～平成20年度)の予算

(単位:百万円)

区分	金額						
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・賃付勘定	受託給付勘定	計
収 入							
運営費交付金			3,554				3,554
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金				20,462			20,462
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
手数料収入			34,244				34,244
業務外収入	1,278	56	257		1	1	1,593
運用収入	1,260	55	0		0	0	1,315
雑収入	18	1	257		1	1	278
計	16,746	2,544	42,724	20,462	8,932	3,693	95,101
支 出							
業務経費	8,247	468	16,247	20,218	8,655	3,495	57,330
一般管理費	674	62	10,262	60	84	49	11,191
人件費	1,342	131	15,753	184	193	148	17,751
計	10,263	660	42,262	20,462	8,932	3,693	86,272

## 【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

## 中期計画(平成16年度～平成20年度)の收支計画

(単位:百万円)

区分	金額						計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定	
費用の部	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
経常費用	80,394	1,965	39,947	20,446	8,932	3,693	155,377
救済給付金	7,488	266					7,754
保健福祉事業費	83						83
審査等事業費			10,289				10,289
安全対策事業費			3,242				3,242
特定救済給付金				20,000			20,000
健康管理手当等給付金					8,594		8,594
特別手当等給付金						1,417	1,417
調査研究事業費						1,983	1,983
一般管理費	1,451	257	10,039	257	150	144	12,298
人件費	1,231	131	15,631	184	187	146	17,510
減価償却費	14		741	5	0	0	760
責任準備金繰入	70,116	1,305					71,421
事業外費用	8	4	5				17
収益の部	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
経常収益	83,436	3,406	39,810	20,446	8,932	3,693	159,723
拠出金収入	14,478	2,391	4,662				21,531
国庫補助金収入	989	98					1,087
その他の政府交付金収益				441			441
手数料収入			31,155				31,155
特定救済基金預り金取崩益				20,000			20,000
受託業務収入			7		8,931	3,692	12,630
資産見返補助金戻入	5		4	5			14
資産見返運営費交付金戻入			85				85
運営費交付金収益			3,679				3,679
責任準備金戻入	66,598	862					67,460
事業外収益	1,365	56	218		1	1	1,641
純利益(△純損失)	3,042	1,441	△ 136		0	0	4,347
目的積立金取崩額	0	0	0		0	0	0
総利益(△総損失)	3,042	1,441	△ 136		0	0	4,347

## 【注記1】

審査等勘定の運営費交付金で措置している業務に係る職員の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

但し、法附則第8条第2項の規定でいう、在職期間に相当する退職手当として運営費交付金で措置された金額を除くものとする。

## 【注記2】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

## 中期計画(平成16年度～平成20年度)の資金計画

(単位:百万円)

区分	金額							計
	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定		
資金支出								
業務活動による支出	10,152	659	42,449	20,462	8,926	3,692		86,340
救済給付金	7,488	266						7,754
保健福祉事業費	83		16,656					83
業務経費			20,000					16,656
特定救済給付金					8,594			20,000
健康管理手当等給付金								8,594
特別手当等給付金							1,417	1,417
調査研究事業費							1,983	1,983
一般管理費	1,340	257	10,289	257	144	143		12,430
人件費	1,231	131	15,499	184	187	146		17,378
還付金	4	4						8
雑支出	3		5					8
投資活動による支出	5,869			21				5,890
財務活動による支出	18		33		1	1		53
次期中期計画の期間への繰越金	26,251	5,612	10,110		227	732		42,932
計	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424		135,198
資金収入								
業務活動による収入	15,485	2,489	42,832	20,462	8,932	3,693		93,893
拠出金収入	14,478	2,391	4,662					21,531
運営費交付金収入			3,554					3,554
国庫補助金収入	989	98						1,087
その他の政府交付金収入				20,462				20,462
手数料収入			34,352					34,352
受託業務収入			7		8,931	3,692		12,630
雑収入	18	1	257		1	1		278
投資活動による収入	1,259	55						1,314
財務活動による収入	4,934		33		1	1		4,969
中期計画期間中の期首繰越金	20,612	3,728	9,727		222	730		35,019
計	42,292	6,272	52,592	20,462	9,156	4,424		135,198

## 【注記】

計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。



# 平成20年度業務実績評価参考資料

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

## 目次

参考 1 財務状況	1
参考 2 人件費管理	7
参考 3 契約	20
参考 4 内部統制	26
参考 5 業務改善のための役職員のイニシアティブ等	27

(参考1)

## 財務状況

①当期総利益又は総損失	総利益	16.7億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金	59.5億円
③当期運営費交付金債務		0億円(執行率87.4%)

④利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	一億円以上の当期総利益を計上したのは、以下の2勘定である。 ア 副作用救済勘定：11.2億円 イ 感染救済勘定：5.9億円 これらの勘定については、給付金の支給額が見込みを下回ったこと等により利益が発生したもの。  なお、上記2勘定については、機構法第31条第4項の規定により、独立行政法人通則法第44条第1項ただし書、第3項及び第4項の規定は適用しないこととなっているため、目的積立金の申請は行っていない。
⑤100億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	該当なし
⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	運営費交付金の未執行が生じた理由は、主にGMP査察において、査察回数が減少したこと等によるものである。 なお、平成20年度はPMDAの第一期中期計画の最終年度であるため、独法会計基準に基づき全額収益化していることから運営費交付金債務の期末残高はない。

## 貸借対照表(法人単位)

(平成21年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 領	科 目	金 領
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	11,552,697,038	預り補助金等	28,491,994
1年以内回収予定長期 財政融資金預託金	300,000,000	未払給付金	292,153,872
有価証券	299,926,134	未払金	724,031,805
仕掛審査等費用	1,340,857,546	前受金	7,641,037,180
未収金	152,986,387	預り金	129,796,459
未収収益	41,205,003	引当金	
その他の流動資産	2,392,133	賞与引当金	
流動資産合計	13,690,064,241	流動負債合計	296,945,094
II 固定資産		II 固定負債	
有形固定資産		資産見返負債	
工具器具備品	498,152,064	資産見返運営費交付金	243,599,944
減価償却累計額	△ 232,285,107	資産見返補助金等	20,254,593
有形固定資産合計	265,866,957	資産見返物品受贈額	1,992,190
無形固定資産		特定救済基金預り金 長期預り補助金等	4,361,712,716
ソフトウェア	1,483,279,110	引当金	
電話加入権	286,000	退職給付引当金	423,808,100
無形固定資産合計	1,483,565,110	責任準備金	16,601,330,500
投資その他の資産		固定負債合計	21,652,698,043
長期財政融資金預託金	1,300,000,000	負債合計	30,765,154,447
投資有価証券	20,537,018,764	純資産の部	
投資その他の資産合計	21,837,018,764	I 資本金	
固定資産合計	23,586,450,831	政府出資金	1,179,844,924
		資本金合計	1,179,844,924
		II 資本剰余金	
		損益外減価償却累計額(△)	△ 619,635,431
		損益外固定資産除売却差額(△)	△ 869,136
		資本剰余金合計	△ 620,504,567
		III 利益剰余金	
		純資産合計	5,952,020,268
資産合計	37,276,515,072	負債・純資産合計	6,511,360,625
			37,276,515,072

## 損益計算書(法人単位)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 領	
経常費用		
副作用救済給付金		1,798,706,207
感染救済給付金		10,301,944
保健福祉事業費		15,797,082
審査等事業費		1,924,339,294
安全対策等事業費		885,859,703
特定救済給付金		13,632,000,000
健康管理手当等給付金		1,531,744,775
特別手当等給付金		218,100,000
調査研究事業費		320,121,600
責任準備金繰入		668,580,513
その他業務費		
人件費	3,016,108,996	
減価償却費	547,876,324	
退職給付費用	99,209,772	
賞与引当金繰入	203,940,494	
不動産賃借料	1,206,806,435	
その他経費	341,700,284	5,415,642,305
一般管理費		
人件費	450,836,164	
減価償却費	46,507,104	
退職給付費用	8,470,533	
賞与引当金繰入	31,814,659	
不動産賃借料	226,174,348	
その他経費	840,322,119	1,604,124,927
雑損		19,692,600
経常費用合計		28,045,010,950
経常収益		
運営費交付金収益		697,515,883
特定救済基金預り金取崩益		13,632,000,000
特定救済給付金支給等交付金収益		6,908,577,281
手数料収入		5,642,323,000
拠出金収入		144,988,258
副作用被害救済事務費補助金等収益		14,829,248
生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		49,592,868
特定肝炎被害救済事務費補助金等収益		111,848,297
国からの受託業務収入		2,053,710,499
その他の受託業務収入		96,751,037
資産見返運営費交付金戻入		1,520,371
資産見返補助金等戻入		490,271
資産見返物品受贈額戻入		
財務収益		
受取利息	29,088,213	
有価証券利息	289,402,430	318,490,643
雑益		42,392,877
経常収益合計		29,715,030,533
経常利益		1,670,019,583
臨時損失		
固定資産除却損		132,015
当期純利益		1,669,887,568
当期総利益		1,669,887,568

## 損益計算書(副作用救済勘定)

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 領	
経常費用		
副作用救済給付金		1,798,706,207
保健福祉事業費		15,797,082
責任準備金繰入		666,986,124
その他業務費		
人件費	167,905,755	
減価償却費	40,336,164	
退職給付費用	1,428,000	
賞与引当金繰入	6,463,944	
不動産賃借料	31,971,237	
その他経費	225,963,021	474,068,121
一般管理費		
人件費	54,391,025	
減価償却費	2,764,736	
賞与引当金繰入	2,174,924	
不動産賃借料	11,409,003	
その他経費	25,221,935	95,961,623
雑損		11,837,700
経常費用合計		3,063,356,857
経常収益		
拠出金収入		3,730,289,300
副作用被害救済事務費補助金等収益		144,988,258
資産見返補助金等戻入		1,151,821
財務収益		
受取利息	28,457,398	
有価証券利息	256,717,341	285,174,739
雑益		25,501,438
経常収益合計		4,187,105,556
経常利益		1,123,748,699
当期純利益		1,123,748,699
当期総利益		1,123,748,699

**損益計算書(感染救済勘定)**  
自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常費用		
感染救済給付金		10,301,944
責任準備金繰入		1,594,389
その他業務費		
人件費	21,842,950	
減価償却費	9,709,300	
退職給付費用	618,600	
賞与引当金繰入	692,170	
不動産賃借料	4,206,737	
その他経費	22,875,457	59,945,214
一般管理費		
不動産賃借料	1,501,183	
その他経費	3,881,359	5,382,542
経常費用合計		77,224,089
経常収益		
拠出金収入		620,069,800
生物由来製品感染等被害救済事務費補助金等収益		14,829,248
財務収益		
有価証券利息	32,685,089	32,685,089
経常収益合計		667,584,137
経常利益		590,360,048
当期純利益		590,360,048
当期総利益		590,360,048

○関係法令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（抜粋）

（利益及び損失の処理の特例等）

第31条（略）

2（略）

3（略）

4 副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第44条第1項ただし書、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

独立行政法人通則法（抜粋）

（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2（略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剩余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 人件費管理

<p>① 給与水準・総人件費の状況</p>	<p><b>【給与水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対国家公務員指数（年齢勘案） 122.2</li> <li>　　〃 (年齢・地域勘案) 107.9</li> <li>　　〃 (年齢・学歴勘案) 118.6</li> <li>　　〃 (年齢・地域・学歴勘案) 104.4</li> </ul> <p>○ 平成20年度のPMDA職員の給与水準については、国家公務員に支給された給与と比較した対国家公務員指数が122.2となっており、国家公務員に比し高い水準となっているが、検証の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① PMDAは東京都千代田区に所在し、国(全国)との地域差があること</li> <li>② 住居手当の1人当たり支給額が高いこと (支給基準は国と同じ)</li> </ul> <p><b>【平均支給月額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMDA 8,340円</li> <li>・ 国(行一) 3,769円</li> </ul> <p>③ 高学歴者の比率が高いこと</p> <p><b>【大学卒以上の者の比率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMDA 90.2%</li> <li>・ 国(行一) 49.1%</li> </ul> <p>(うち大学院修了者の比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PMDA 59.1%</li> <li>・ 国(行一) 4.1%</li> </ul> <p>などの定量的な理由がある。</p> <p>また、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、104.4となっているが、PMDAが必要とする人材は、主に医薬品被害救済業務、医薬品・医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員であることから、高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者（企業出身者）などの優秀な人材の確</p>
-----------------------	---

保が不可欠であること、その確保に当たっては製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており相応な給与レベルにすることが必要なこと等から、PMDA の技術系職員の給与については、国の研究職相当の給与水準を保つこととしている。そのため、国家公務員に比し高い給与水準となっている。

【参考】

大学院(修士)修了者の初任給(基本給)の額

- ・PMDA 21.5万円
- ・国(行(一)) 20.0万円
- ・製薬企業 24.3万円(業界紙による16社平均)

- 平成20年度PMDAでは、ドラッグラグの解消に向けた新薬審査人員の増員を図っていることから対国家公務員指数が前年度に比べ若干上昇しており、今後も新薬審査人員に加え、デバイスラグの解消に向けた医療機器審査の人員及び安全対策の充実・強化に向けた人員の増員を予定していることから、優秀な若手職員の増加が伴う増員を進めていく間にあっては、対国家公務員指数を減少させることは困難と見込まれるが、平成19年度に導入した国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みを導入)を着実に実施する等により、将来的には、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を100に近づけるように取り組む。
- また、役職員の報酬・給与等について、透明性の確保を図る観点及び国民の理解を得るために、これら国家公務員の給与と比較した給与水準や検証内容等をPMDAのホームページに掲載している。

[総人件費]

- 平成 20 年度の総人件費については、3,372 百万円（平成 19 年度 2,858 百万円）であり、対前年度 18.0% 増加しているが、PMDA では、平成 18 年 12 月 25 日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため審査人員について 3 年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、中期計画において、常勤職員について平成 21 年度までに 582 人まで増員することとしており、必要な増員を進めていく間、総人件費が増加していくことは、やむを得ないものと考えている。
- 総人件費改革の取組状況については、平成 20 年度の「役職員の報酬・給与等について」（平成 21 年 6 月 30 日ホームページ公表資料）における総人件費改革の取組状況では、「基準年度（平成 17 年度）の非審査人員に係る実績額（総人件費から審査経理区分の人事費を除いた額をいう。以下同じ。）を基準額として、非審査人員に係る実績額」を記載しており、基準年度（平成 17 年度）545,454 千円に対し、欠員補充、労使協定見直しによる超過勤務手当の支給対象の拡大等により、平成 18 年度 585,425 千円、平成 19 年度 609,545 千円と増加したものの、平成 20 年度は 607,436 千円と減少（対前年度）に転じた。なお、人件費削減率（補正值）は 10.7%（対平成 17 年度）となっているが、PMDA では増員を進めていることから、総人件費改革の取組においては、平成 22 年度（総人件費改革の取組の最終年度）における人件費の実績額の確定後において、基準額の補正を行うこととしており、最終年度の削減率と同じ方法で算出した削減率は次表のとおりである。  
なお、平成 22 年度の基準額の補正の方法は次のとおりである。  
・基準額 = 平成 17 年度人件費 ÷ 平成 17 年度  
    人数 × 平成 22 年度人数

・ 総人件費改革の取り組み状況

年 度	17年度 (基準年度)	18年度	19年度	20年度
一人当たり人件費単 価	@ 8,280.9 千円	@ 8,056.5 千円	@ 8,051.6 千円	@ 7,787.3 千円
人件費削減率 (一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %
人件費削減率(補正 値)(一人当たり人件費)		△ 2.7 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %

※ 補正值とは、人事院勧告相当分を除いて計算した値である。

②福利厚生費の見直し  
状況

- 平成 20 年度においては、平成 19 年度の人事評価制度及び国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット可等を図った。）の導入や新規採用にあたっては若い者（給与の低い者）を採用する等により、人件費削減率（補正值）は、△6.6%となり、平成 20 年度までの削減目標（△3%）を達成した。
- 国等からの要請を踏まえ、有志の職員で設置する文化、スポーツ等の同好会に対する補助、食事券利用の一部補助及び福利厚生代行サービス（職員の旅行に対する補助、育児サービスの利用補助、英会話教室等の利用補助等）について、平成 20 年度をもって廃止した。
- 平成 21 年度福利厚生予算の計上にあたっては、当該経費の見直し・削減を図ったことから、約 16.5 百万円の減額が図られた。  
(平成 20 年度決算額 28 百万円、平成 21 年度予算額 11.5 百万円)

# 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、厚生労働省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案のうえ、支給した。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	}
理事	改定なし	
監事	改定なし	
監事(非常勤)	改定なし	

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,515	千円 10,932	千円 3,166	千円 1,311 (特別調整手当) 106 (通勤手当)	4月1日		
A理事	千円 6,528	千円 4,000	千円 2,040	千円 480 (特別調整手当) 8 (通勤手当)		8月31日	◇
B理事	千円 8,506	千円 5,600	千円 2,168	千円 672 (特別調整手当) 66 (通勤手当)	8月31日		◇
C理事	千円 5,094	千円 2,678	千円 2,040	千円 321 (特別調整手当) 55 (通勤手当)		7月10日	◇
D理事	千円 10,027	千円 6,887	千円 2,168	千円 826 (特別調整手当) 146 (通勤手当)	7月12日		◇
E理事	千円 15,465	千円 9,600	千円 4,208	千円 1,152 (特別調整手当) 505 (通勤手当)			
A監事	千円 14,132	千円 8,976	千円 3,934	千円 1,077 (特別調整手当) 145 (通勤手当)			*
B監事 (非常勤)	千円 2,200	千円 2,200	千円 ( )	千円 ( )		2月28日	
C監事 (非常勤)	千円 200	千円 200	千円 ( )	千円 ( )	3月1日		

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 5,238	年 3	月 10	H20.1.17	1.0	業績勘案率は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。
理事	千円	年	月		該当者なし	
監事	千円	年	月		該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月		該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入しています。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「△」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画において、人件費を含む一般管理費については、中期目標終了時に平成15年度と比較して15%程度の節減を行うことを織り込んでおり、人件費はこの予算の範囲内で執行していくこととしている。また、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行うこととしている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

平成19年度に人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ、給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の枠を設ける等新たな給与制度を導入した。

一方、医学、薬学等に関する高度の専門的な知識経験を必要とする医薬品等の審査等業務に従事する技術系職員については、優秀な人材を安定的に確保していく観点から、国の医療職(一)や研究職相当の給与水準を保つこととしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の意欲向上や業務の効率化を図るため、勤務成績等が給与に反映される人事評価制度を平成19年度から導入している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
能力基準給、職務給及び賞与	人事評価結果を能力基準給、職務給及び賞与に反映している。

#### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

特になし。

## 2 職員給与の支給状況

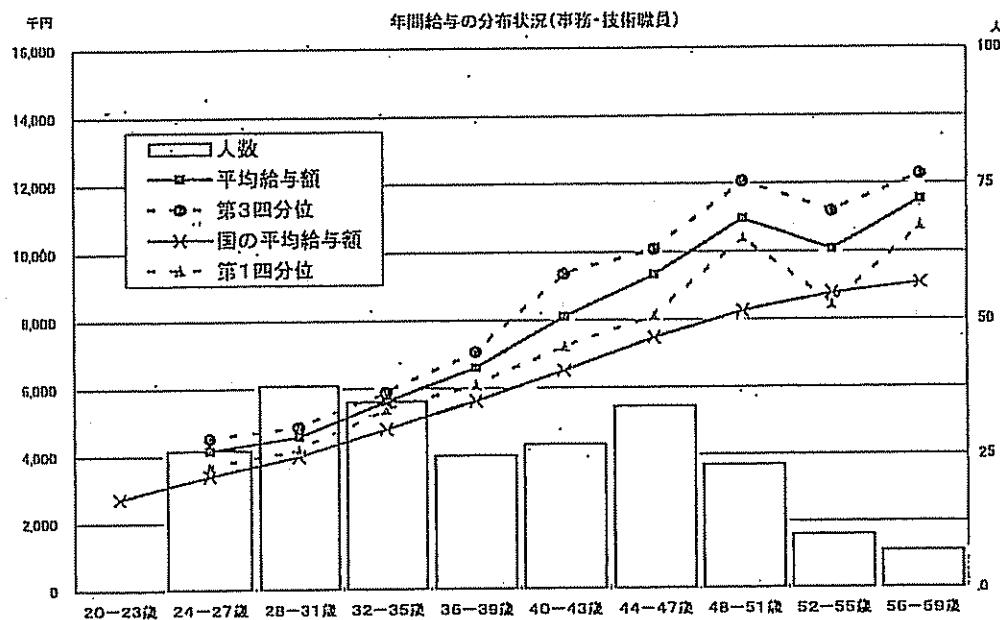
### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)				
			総額	うち所定内		うち賞与	
				千円	千円	千円	千円
常勤職員	人 239	歳 39.0	7,524	5,588	215	1,936	
事務・技術	人 225	歳 38.9	7,391	5,473	218	1,918	
技術(臨床医学担当)	人 14	歳 39.8	9,668	7,445	166	2,223	

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
59	49.4	6,700	4,974	233	1,726	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
22	38.1	3,845	2,859	194	986	
嘱託等職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
37	56.1	8,397	6,231	256	2,166	

注:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。以下、⑤まで同じ。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	平均		第3分位
(代表的職位)						
非議役・部長	16	49.9	11,278	11,898	12,292	
課長・審査役	38	48.2	9,715	10,317	10,705	
課長代理・専門員	39	44.9	7,156	8,239	8,988	
係長・専門員	81	36.3	5,379	6,096	6,567	
係員・専門員	51	28.2	3,858	4,245	4,566	

注: 当機関における代表的職位について記載した。なお、当機関の事務所は本部のみである。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	非議役 部長	人 1 (0.4%)	人 5 (2.2%)	人 11 (4.9%)	人 56 (24.9%)	人 34 (15.1%)	人 32 (14.2%)	人 34 (15.1%)	人 46 (20.4%)	人 6 (2.7%)
人員 (割合)	225									
年齢(最高 ~最低)			56~48	54~46	59~41	54~34	53~32	52~29	31~26	26~25
固定内給 与年給(最高 ~最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		9,473~ 8,718	8,978~ 7,743	8,858~ 5,584	7,993~ 4,382	6,093~ 3,951	5,407~ 3,264	4,155~ 2,669	2,894~ 2,441	
年間給与額 (最高~ 最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		13,466~ 12,063	12,407~ 10,741	12,119~ 7,891	11,194~ 6,070	8,449~ 5,367	7,507~ 4,456	5,322~ 3,616	3,820~ 3,321	

注: 9級の担当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の項目については記載していない。

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	0.0	0.0	0.0
	基準支給分(勤勉相当) (平均)	100.0	100.0	100.0
	最高～最低	100	100	100
一般職員	一律支給分(期末相当)	0.0	0.0	0.0
	基準支給分(勤勉相当) (平均)	100	100	100
	最高～最低	100	100	100

⑤職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

122.2

対他法人(事務・技術職員)

113.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対仙法人」)においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人年院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指標の状況	対国家公務員 122.2		
	参考	地域勘定 107.9 学年勘定 118.6 地域・学年勘定 104.4	
国に比べて給与水準が高くなっている定性的な理由	<p>①在勤地が東京都であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は、地方も含めた全国平均であるが、当機構の勤務地は東京都特別区であることによる地域差がある。</p> <p>②住居手当の1人当たりの平均支給額が高いこと 国家公務員(行政職(一))の1人当たり平均支給額が3,769円に対し、当機構は18,340円となっている。なお、当機構の住居手当の支給基準、支給限度額は国家公務員と同じである。</p> <p>③高学歴者の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の学年別人員構成における大学卒以上の比率は49.1%、うち大学院修了者の比率は4.1%（平成20年国家公務員給与等実態調査）なのに対し、当機構における職員のうち、大学卒以上の比率は90.2%、うち大学院修了者の比率は59.1%となっている。なお、当機構が必要とする人材は、その確保に当たって製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと官われており、相応な給与レベルとする必要がある。</p>		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 5.5% (国からの財政支出額 917百万円、支出予算の総額 16,718百万円(平成20年度収入予算額))</p> <p>【累積欠損額について】 利益剰余金(平成19年度決算) 4,282百万円</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合について】 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 12.3% (支出総額 27,491百万円、給与・報酬等支給総額 3,372百万円)</p> <p>【管理職の割合について】 管理職割合 24.0% 事務・技術職員数 225人、うち管理職員数 54人</p> <p>1. 独立行政法人の役職員の給与等水準調査は、当該年度(4月から翌年3月)1年間を職し、給与等の削減を実施受けける期間中の減額等がない者に対するものである。 当機構は4月に新規採用者を多数雇用している。これらの者は、当該年度1年間機構に在職するが、賃与が期間中により減額されることから当調査の対象者から外されている。 このため、当該調査における管理職員の割合は実際より高い数値となっている。 なお、平成20年4月1日現在の管理職の割合は、18.8%(職員数420人、うち管理職員数79人)。</p> <p>2. 次のような業務を円滑に進めるためには、相当の知識・経験を有するとともに、管理的立場にある者が対応することが必要不可欠である。</p> <p>(1)健康被害救済業務 ①医薬品副作用被害救済業務、②生物由来品感染等被害救済業務、③スマシ患者に対する受託貸付業務、④HIV感染者・発症者に対する受託給付業務、⑤C型肝炎感染被害者に対する給付金支給業務など、多くの健康被害救済業務について、個人情報保護に留意しつつ、それぞれの部署において責任を持って迅速に遂行する必要がある。</p> <p>(2)審査関連業務 初回面談、書面適合性調査及び治療相談など医薬品非薬等業務については、医薬品や医療機器の開発期間の短縮等に影響するため、製薬企業等から高い専門性と迅速化が求められ、分野別に責任を持って遂行する必要がある。</p> <p>(3)安全対策業務 医薬品・医療機器等にかかる①副作用・不具合情報の収集・整理業務、②品質・有効性、安全性の向上に資する調査・分析業務、③副作用情報等に基づく添付文書の改訂業務、④医療機器や一般消費者等への情報提供業務など安全対策業務について、高い専門性と迅速な対応が求められ、それぞれの部署において、責任をもって遂行する必要がある。</p> <p>3. 管理職割合については、一定の割合を確保する必要がある一方で、過大となることのないよう非正人員等の増員及び増員に伴う組織の拡大等にあたって管理職員の割合を適正に保つよう努めている。</p>		

講ずる措置	■これまでに講じた措置 人非評価制度の導入にあわせ国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し給与規程等の必要な改正(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の枠を設ける仕組みを導入)を実施し、平成19年4月から運用している。
	■今後の取組み 1 平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドレッゲーの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデベイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日医薬品行政のあり方について(中間取りまとめ)を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末(平成25年度)の常勤職員数の上限を751人としている。 2 増員のための人員確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者(企業出身者)などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は、大幅な増員を予定していることから試算は困難な状況にあるが、当機構では、これら医薬等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から現の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間にあっては、対国家公務員指数を減少させることは困難と見込まれる。 4 しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度(中高年齢層給与の俸給水準を引き下げ給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の枠を設ける仕組みを構築)を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、将来的には、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100に近づいていくものと見込まれる。

### III 総人件費について

区分	當年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成1 6年度)からの増△減
			千円	(%)	
給与、報酬等支給総額 (A)	3,371,889	2,858,307	513,582	(18.0)	1,139,871 (51.1)
退職手当支給額 (B)	20,740	19,997	743	(3.7)	8,404 (68.1)
非常勤役職員等給与 (C)	1,416,871	1,203,660	213,211	(17.7)	△ 282,467 (△16.6)
福利厚生費 (D)	576,079	489,400	86,679	(17.7)	209,275 (57.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,385,579	4,571,364	814,215	(17.8)	1,075,083 (24.9)

#### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、平成20年度に約70名の増員をしたため増額となっている。
- ・退職手当支給額(B)は、前年度より、退職者数及び退職者の効率年数等が影響したことにより増額となっている。
- ・非常勤役職員等給与(C)は、新たな業務の追加等に伴い、非常勤職員を増員したことによる。
- ・福利厚生費(D)は、増員に伴い法定福利費及び法定外福利費が増額したことによる。
- ・上記の結果、最広義人件費は17.8%の増額となっている。

#### 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

##### ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

中期目標においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、医薬品等の承認審査の迅速化のための体制強化を進める中で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。』とされている。

##### ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画においては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、効率的運営に努め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。当該中期目標期間の最終年度までの間においても、3%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。

※「中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、582人×平成17年度一人当たりの人件費。ただし、当該目標期間の最終年度までの間においては484人×平成17年度一人当たりの人件費」としている。

##### ③ a基準年度の人件費 4,819,511千円

※上記②の中期計画に基づき、582人×平成17年度一人当たりの人件費により算出した額である。ただし、当該目標期間の最終年度までの間における484人×平成17年度一人当たりの人件費は4,007,978千円としている。

なお、平成20年度の実績人員に基づき補正した433人×平成17年度一人当たりの人件費は3,585,650千円である。

##### b当年度の人件費 3,371,889千円

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給額 (千円)	545,454	585,425	609,545	607,436
人件費削減率 (%)		7.3	11.8	11.4
人件費削減率(補正値) (%)		7.3	11.1	10.7

注:医薬品医療機器総合機構については、本表では、平成17年度の非賃業人員に係る実績額(総人件費から賃業経理区分の人件費を除いた額をいう。以下同じ。)を基準額として、非賃業人員に係る実績額を記載しているが、平成18年12月25日総合科学技術会議意見書申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたこと及び「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラジの解消に向けた取組みとして、医療機器の審査員(35名)をおおむね5年で3倍増(100名程度)とするとしたこと(当該増員は「規制改革のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)において、着実に実施すべきであるとされ、当該答申に関する対処方針については、最大限尊重する旨の閣議決定(平成20年12月26日)がなされている。)並びに「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」(平成20年7月31日薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会中間とりまとめ)において、安全対策を担う体制の充実として、安全対策に係る人員の緊急かつ大幅な増員が必要であるとされたことを踏まえ、同機構の第二期中期計画においては、常勤職員について25年度までに751人まで増員することとしており、総人件費改革の取組においては、22年度における人件費の実績額の確定後ににおいて、基準額の補正を行うこととしている。なお、基準年度からの増額要因としては、欠員補充及び平成18年11月の労働基準法第36条に基づく協定(労使協定)の見直しにより、超過勤務手当の支給対象が拡大したこと等による。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。

## 契 約

①契約に係る規程類、体制の整備状況	<p>平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」を踏まえ、平成21年3月、入札の公告期間、公告方法及び総合評価落札方式を会計規程に明文化するなど見直しを行うとともに、「総合評価落札方式・企画競争・公募における契約手順書」を作成した。</p> <p>契約にあたっては、実施担当部が作成した行政決裁について、随意契約については、随意契約理由、契約相手方、契約金額等を、競争契約については、競争性・透明性の確保の観点から入札の参加条件等の審査を行っている。</p> <p>なお、平成20年度における第三者に対する再委託の実績はない。</p>
②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況	<p>「随意契約見直し計画」に基づく平成20年度見直し対象13件については、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入札化を促進した結果、企画競争・公募を含む競争性のある契約方式の割合が、前年度に比べ13.5%増(33.5%→47.0%)となった。</p> <p>なお、入札による削減効果は、2.4億円である。随意契約の金額が平成19年度の27.76億円から平成20年度の27.97億円と増加している理由は、増員に伴う事務所借上面積の増等によるものである。</p>

(参考3の2)

I 平成20年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	96件 (44.7%)	11.4億円 (28.7%)
	企画競争	5件 (2.3%)	0.4億円 (0.9%)
随意契約		114件 (53.0%)	28.0億円 (70.4%)
合計		215件 (100%)	39.7億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。  
 ② 企画競争には、公募2件が含まれている。  
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

II 平成20年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	2件 (28.6%)	0.8億円 (80.5%)
	企画競争	2件 (28.6%)	0.1億円 (7.9%)
随意契約		3件 (42.9%)	0.1億円 (11.6%)
合計		7件 (100%)	0.9億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。  
 ② 企画競争には、公募1件が含まれている。  
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

III 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	94件 (45.2%)	10.6億円 (27.4%)
	企画競争	3件 (1.4%)	0.3億円 (0.8%)
随意契約		111件 (53.4%)	27.9億円 (71.8%)
合計		208件 (100%)	38.8億円 (100%)

- ※ ① 予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令第99条第二号から第七号までの金額を超えないもの)を除く。  
 ② 企画競争には、公募1件が含まれている。  
 ③ 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。.

## 随意契約見直し計画

平成19年12月

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

### 1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 25.0%) 26	( 25.4%) 592
一般 競 争 入 札 等	競争入札			( 51.9%) 54	( 23.5%) 547
	企画競争	( 14.4%) 15	( 20.7%) 482	( 1.9%) 2	( 1.4%) 33
随意契約		( 85.6%) 89	( 79.3%) 1, 844	( 21.2%) 22	( 49.6%) 1, 154
合 計		( 100%) 104	( 100%) 2, 326	(100%) 104	(100%) 2, 326

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( %)	( %)
一般競争入札等	競争入札			( 66.7%)	( 96.9%)
	企画競争	( %)	( %)	2	79
隨意契約		( 100%)	( 100%)	( 33.3%)	( 3.1%)
		3	81	1	3
合 計		( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)
		3	81	3	81

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				( 25.7%)	( 26.4%)
一般競争入札等	競争入札			26	592
	企画競争	( 14.9%)	( 21.5%)	( 51.5%)	( 20.9%)
		15	482	52	468
隨意契約		( 85.1%)	( 78.5%)	( 20.8%)	( 51.3%)
		86	1, 763	21	1, 152
合 計		( 100%)	( 100%)	( 100%)	( 100%)
		101	2, 245	101	2, 245

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 隨意契約によることができる場合を定める基準について、国と同基準としている。

(3) 隨意契約の公表の基準について、国と同基準としている。

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、以下の措置を講じ、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、調査研究、広報業務等について、総合評価方式による一般競争入札の促進を図るため、過去に実施した総合評価方式による入札を参考に標準業務手順書を作成し、導入拡大に努める。

(2) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、従来、自動更新特約により、毎年度随意契約を締結していたが、今後は、複数年度契約を踏まえた一般競争入札を拡大していく。

ただし、中期目標期間をまたぐ複数年度契約は、公共料金等やむを得ないものを除いてできないため、第2期中期目標が開始する平成21年度以降に行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、引き続き入札公告のHPへの掲載等、効率的な業務を行っていく。

(4) 業務・システム最適化計画に基づく取り組み

平成19年度に業務・システム最適化計画を策定し、それを踏まえ、従来随意契約にて実施してきた既存システムの改修、機能追加等についても随意契約から一般競争入札への移行を促進することとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

## 内部統制

①内部統制に係る取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長以上で組織する「幹部会」(週1回開催)、PMDA 内のリスク管理・法令遵守等を図るために設置された「リスク管理委員会」(月1回開催)、定期的に財務状況を把握するために設置された「財務管理委員会」(月1回開催)等を定期的に開催し、理事長の経営判断がより迅速に業務運営に反映できる組織体制を整備している。</li> <li>○ PMDA の業務が関係法令に従い適正かつ効率的、効果的に運営されているか、また、会計経理の適正が確保されているか等の観点から、情報システムの管理状況、契約の状況、現預金、物品の保管状況及び就業制限の遵守状況について、内部監査を実施した。</li> <li>○ 内部通報制度の周知のため、新任者研修において説明するとともに、内部用ホームページに「内部通報実施要領」を掲載している。</li> <li>○ 主に管理職を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施した。</li> <li>○ 学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を設置・開催し、利益相反や就業制限等に関する議題等の審議を通じて、業務の公正性・透明性等を確保した。</li> </ul>
--------------	--

## 業務改善のための役職員のイニシアティブ等

①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「日本のPMDA」から「世界のPMDA」への目標に向かって道を切り拓くために、PMDAの使命を対外的に明確に伝えるとともに、職員が心を一つにして、この目標に向かって日々邁進する誓いとして平成20年9月に「PMDAの理念」を策定した。</li> <li>○ 国民のニーズを勘案し、国際的な視点も織り込んだ上で体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における広報活動全般の基本方針として、「PMDA広報戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な情報発信を推進することにより、国民に対するサービスの向上を図ることとした。</li> <li>○ PMDA全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、第2期中期目標期間における国際活動全般の基本方針として、「PMDA国際戦略」を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</li> </ul>
----------------------------	--